令和４年第３回　飯塚市議会会議録第４号

　令和４年６月１７日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第５日　　６月１７日（金曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　公明党の光根でございます。今回は「自治会について」、お聞きしたいと思います。最初の自治会加入率につきましては、昨日同僚議員からも質問がありましたが、自治会の存続が非常に危惧される状況であることが分かりました。自治会は任意団体であり、住民に加入の義務はありません。しかしながら、防犯や地域防災などの観点からいえば、地域住民にとって地域とのつながりの拠点であり、大災害における防災活動においての共助を速やかに行える人材の集まりだと思います。また、行政にとっても自治会は大変重要な存在であり、その活動が行政運営に大きな影響を与えることは間違いないと思います。

本市の加入率は５３．７４％ということで、年々減少していることに行政もしっかり向き合っていかなければならないと思います。また、現在休止中、または解散している地域もあるとお聞きしております。現状では、行政のほうでの掌握はなかなか難しいということでございますが、今後、そのような状況になれば、市としてもしっかりと自治会がない地域についての対応をしていただきたいと思いまして、この部分については今回要望にとどめさせていただきます。

次に、自治会運営につきまして、厳しい自治会加入率の中でも地域をよくしていこうと頑張っておられる自治会の運営や、自治会長さんたちの状況について、質問させていただきたいと思います。自治会は行政の下部組織でも末端機関でもありません。地域の住民の声を行政に反映させ、共にまちづくりを考える上においては、行政と自治会は必要不可欠なパートナーの関係であると考えます。

まず、自治会長の立場ですが、地方公務員法の改正があり、自治会を運営する自治会長の身分が変わっていると考えますが、具体的に自治会長はどのような位置づけになったのか、お尋ねいたします。また、併せまして報酬についてもお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会長の身分でございますが、これは行政協力員という形で、行政のほうからいろいろな事務をお願いしておりますが、行政協力員については、地方公務員法の一部改正に伴い、令和２年４月１日から特別職非常勤職員ではなくなっております。そのため令和元年度までは報酬として支払っていたものが、令和２年度からは謝礼金というものに変わっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　それまでは特別職非常勤職員であったのが、一昨年、令和２年４月１日より、公務員ではなくなったということでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　そのとおりでございます。地方公務員法に基づく公務員ではなくなったということでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　謝礼金の金額についての変更はありましたか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　支払いの費目の変更はいたしましたが、支払い基準については変更いたしておりませんので、金額の変更はありません。謝礼金の支払い基準は月額で紹介いたしますと、基本単価が１万５００円、それに市報配布世帯数に１戸当たり９８円を掛けた金額となっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　現在、自治会長に対しては事務の委嘱を行っていると思われますが、どのような事務委嘱をしているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　事務の一部を委嘱しておりますが、その内容といたしましては、各調査書、報告書の配布及び収集、市報の配布、その他市民を対象とする連絡事項の周知、その他市の機関から依頼された事項となっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　自治会はその規模において、大小様々あると思います。自治会を運営するに際して、重要となってくるのは、その財源の確保ではないかと思います。自治会に対して補助金などがあると思いますが、自治会が活用できる補助金は、ほかにどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず、地区公民館運営費補助金がございます。また若干、地区によっては異なりますが、環境美化活動や福祉活動に対する補助金もございます。それ以外にも活用できる補助金といたしましては、資源回収団体奨励補助金、ごみネット等購入費補助金、安心・安全まちづくり団体事業補助金などがございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　防犯灯の管理や防災活動、また地域行事などの活動は主に会費で賄われ、市からの地区公民館運営補助金があるようでございますが、財政的に運営が厳しい、また運営ができないなどといった声は聞いたりしていないでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会の財政状況につきましては様々でございますが、一般的に規模の小さい自治会、また規模が大きくても加入率が年々低くなっている自治会においては、公民館維持費などの固定経費がかさみ、運営が厳しいという話を聞くことはございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　昨日の一般質問の答弁で、市内全体では２７８の自治会があり、不在のところもあると答弁されておりましたが、その中で女性の自治会長の割合はどのくらいおられますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在１６人の女性自治会長がおられます。比率にすると約５．５％となっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　大分少ないと感じますけれども、女性の登用という点において、市としてどのようにお考えですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市では、自治会長ハンドブックというものを作成いたしております。その中で、自治会の役員の選任は積極的に女性を役員に登用するよう心がけ、男女ともに地域づくりに参加していきましょうとしております。市といたしましては、自治会長も含め、自治会運営には男女が共同していくことが重要であると考えており、自治会長にはそのような運営をお願いいたしております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、認可地縁団体についてお尋ねしたいと思います。自治会における公民館や敷地など自治会が管理している不動産の登記名義が自治会長や公民館長など役員の共有名義になっており、役員交代による登記名義の変更や、死亡に伴う相続等の問題が発生しているとお聞きいたします。このような問題を解決するために認可地縁団体の許可制度があり、平成３年の地方自治法の改正で、一定の条件を満たしている自治会は市の認可を受けて、法人格を取得できるようになり、不動産登記も自治会名義で行うことが可能となりましたが、さらに令和３年度にも地方自治法が改正されておりますが、どのようなことがここで可能になったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これまでは、不動産または不動産に関する権利などを保有、あるいは保有を予定している団体であることが認可要件の一つになっておりましたが、今回の法改正に伴い、地縁による団体は不動産などの保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになったものでございます。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　認可を受けるハードルが下がったということでしょうか。飯塚市の自治会数は先ほど申しました２７８団体ですが、地縁団体の認可件数を教えてください。また、認可後に自治会長や自治会の規約が変更した場合において、どのような手続が必要となりますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和４年６月現在、本市の認可地縁団体数は１１４団体となっております。認可後に認可地縁団体が規約を変更する場合は、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会で構成員総数の４分の３以上の同意がある場合のみ変更ができます。その後、本市に対して規約変更認可申請を行っていただき、認可を受けることで規約変更が有効となります。

　また、認可地縁団体の代表者に変更があったときは、市に対し告示事項変更届出の手続を行い、市の告示を受けることとなります。この手続を行わないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されている代表者の部分の変更が反映されません。また、認可地縁団体の主たる事務所の所在地を代表者の住所にしている場合は、併せて告示事項の変更手続も必要になりますが、代表者変更の手続と一緒にまとめて１回の手続で行うことが可能となっております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　現在の地縁団体の約４０％超が認可されているということですが、法人として認可された場合、その運営などについては厳格な運営が求められると思いますが、本市の今後の推進についてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　認可地縁団体となり法人格を得ることで、継続した自治会活動基盤の確立ができること、法人として契約主体となることによる事業活動の充実化が図れること、法律上の責任の所在の明確化ができること、個人財産と法人財産との混同防止ができること、対外的な信用の獲得など、認可地縁団体になることによるメリットがございます。ただし、会の運営方法や各種届出について、法律に基づいた手続が定められているため、総会開催や役員改選などの手続が厳格になるということになります。

市といたしましては、これらメリット、デメリットがありますので、全ての自治会に認可地縁団体を求めるものではありませんが、規約の変更や自治会長の変更などは、市長の認可が必要となると思われますので、これから認可を受けようとする自治会や既に認可を受けた自治会につきましては、十分に丁寧な説明を行い、申請手続に関しましては、まちづくり推進課や各交流センターにて支援を行い、推進してまいります。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　次に、今後自治会が存続していくためには様々なことを検討していかなければならないと思いますが、持続可能な自治会の在り方について、高齢化に伴う担い手不足や地域課題の複雑化によって、自治会活動の負担が大きく、自治会を解散することもあると言います。自治会の負担軽減を図る中で、重い負担となっていると思われるのが民生委員や人権推進委員などの地域推薦枠の人選、また各種配布物などの個別配布などがあると思います。他の自治体においても同様の課題があり、いろいろな取組をされておりますが、そのことに対してどうお考えでしょうか。今後、本市において、自治会の負担軽減策について検討されていれば、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　質問者が言われますとおり、役職の割当てなどは、毎年、人選が必要なものがございます。場合によっては、自治会長が幾つもの役割を担ったりしていることもあるようでございます。配布物は毎月１日と１５日の月２回お願いしております。最低限度必要なものだけに絞り込むように、また全戸配布物は月１回にしてほしいとの要望もありますので、関係課には必要性、緊急性を判断して、回覧等をするように要請しておりますが、改善までには至っていないのが現状でございます。自治会長の負担軽減の取組を、自治会と市が情報交換しながら、今後も継続的に研究していかなければならないと考えております。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　広報紙の配布については、新聞折り込みや民間業者へのポスティング委託などを行っているところもあります。住民の安否確認や住民間のコミュニケーションのために一軒一軒回ることも大事でございます。しかし、それが負担になっている状況であれば、今後何らかの検討をしていかなければならないと思います。高齢化も進み、自治会そのものが今のままでは行き詰まっていくのは目に見えております。

また、全国的にもデジタル化ということが進んでおります。自治会の負担軽減の一つの取組として、このデジタル化についても考えていかなければならないと思います。デジタル機器の活用など、高齢の自治会長さんたちにはハードルが高いことではありますが、比較的若い自治会長さんにおいては、それに対応するスキルを持つ方もおられると思いますので、当面はデジタルとアナログの両方での対応となると思います。将来的には、そのような状況に対応できるような環境整備も検討すべきだと考えております。他の自治体では、電子回覧版などデジタル化に取り組んでいます。本市においても、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市でもコロナ感染症の流行を踏まえ、全ての自治会ではございませんがモデル事業として、自治会にお願いしている回覧物や全戸配布物のデジタル化について調査研究いたしております。このことは自治会長や隣組長の皆さんの手間を省くとともに、若い方々に電子回覧板、電子掲示板の管理をお願いすることで、自治会活動に参加するきっかけづくりにもならないかというようなことも考えて取り組んでおります。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　自治会に関して、住民の方々から市のほうにも様々な相談や要望、苦情などがあると思います。私のほうにも少々というか、多々あります。自治会の運営に関して、一部役員による独断、不明瞭な会計、また、何もしてくれないなど不満を持っている方もおられるようです。ネットを見ていると、自治会不要論なども言われたりしております。自治会に加入している方と自治会に加入していない方の明確なメリット、デメリットも分かりにくいことにより、自治会に加入すれば役員が回ってくる、また、地域行事に参加しなければならないなど、デメリットを感じている方が多いような気がします。そのような感じを受けている方が多いため、加入率も年々下がってきている要因となっているのではないでしょうか。持続可能な自治会としていくためには、市としてもいろいろと考えていかなければならないと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会のメリットとは、すぐ目の前に現れるようなものではなく、自治会の皆様が粛々とされている子どもたちの見守りや防犯活動、また、夜間に地域の皆さんの安全を確保するための防犯灯など、一見気づいていないだけで大きなメリットが存在していると思っております。

　また、道路の補修、浸水対策なども、自治会が地元の意見や要望事項を取りまとめて行政と協議することで、安全で安心な住環境が守られているなど様々なメリットがございます。それを未加入の方につきましては気づかれていないということが多いと思っております。即効性のあるメリットだけを指して、自治会加入にはメリットがないというイメージを持たれていることが問題だと考えております。本市といたしましても、これらメリットを分かりやすく整理し、しっかりと発信することで、加入促進、脱会防止につなげ、持続可能な自治会になるよう努力してまいります。

○議長（秀村長利）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　私は行政からだけではなく、自治会側からの地域への情報発信も重要ではないかと考えております。自分の住んでいる地域の自治会が分からない。また、自治会長も知らないし、自治会活動も全く知らないというケースが多いのではないかと思います。それぞれの自治会においても加入促進に努力されていることと思いますが、加入、未加入にかかわらず、その地域の方に向けて必要な情報を発信し続けるということであるので、市におきましても加入促進に特化した事業を行うなど、財政的にも支援をしていただきたいと思います。

災害時の住民連携、防犯活動、子どもや高齢者の見守りなど、地域を支える活動をされている自治会の皆様の存在が行政としても重要な存在であると思います。近年の加入者の減少、役員の成り手不足、後継者不足などによって、休止や解散といった地域もあります。昔ながらのやり方で行き詰まっている地域もあるとお聞きします。自治会は住民や行政にとっても大切な役割があると思います。自治会の統合や負担の軽減策を含め、持続可能な自治会の在り方を検討していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２４分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、通告に従い一般質問を行います。第１は、「災害から住民の命を守る対策について」です。

１点目は、白旗山メガソーラーほかの危険箇所のチェックについてです。水害対策について、福岡県水防計画書によると、飯塚市内には県知事管理区間の重要水防箇所が１１河川、１６か所あります。チェックの状況を伺います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　県管理河川につきましては、県土整備事務所による平時の巡回と併せ、例年２月から３月にかけまして、県土整備事務所と飯塚市防災安全課と合同による巡視を実施いたしておりますが、令和３年度末においては、コロナ禍ということもあり、合同巡視は実施されておりません。このため、令和４年度飯塚市水防計画における被害想定箇所につきましては、所管担当部署である福岡県土整備事務所により、平時及び大雨時の注視及び巡回等を行っていくという回答をいただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　危険箇所のチェックは済んだのですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　県土整備事務所によるチェックは、平時巡視の中で行われているという回答をいただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市の令和３年度水防計画書によると、被害想定箇所５４か所の内、河川が３１か所、水路が５か所あります。こちらのチェックはどうですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　重要水防箇所の点検等につきましては、まず、遠賀川及び穂波川の国管理河川におきましては、本年５月２４日に、消防機関、警察署、県土整備事務所及び遠賀川河川事務所と合同で遠賀川合同巡視を実施いたしました。出水時に迅速かつ的確に水防活動を行えるよう、管内の各河川の状況等の確認を行っております。また、県管理河川及び水路、及び飯塚市の管理河川につきましては、令和４年度飯塚市水防計画における被害想定箇所について、各所管担当部署等による平時及び大雨時の巡視並びに巡回等を行うことといたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど私は令和３年度水防計画書と言いましたけれども、部長は令和４年度水防計画書と言われました。今朝の段階でまだ市民には知らされていませんが、どういう事情ですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現在ホームページにおける公示等に向けまして準備を進めておりますが、現時点におきましては作業が遅れておりまして、掲示されていない状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、飯塚市は危険箇所のチェックが終わっていない。かつ、どこが危険で、被害想定箇所なのかを、市民に知らせていないという現状が今明らかになりました。

　そこで、令和４年度水防計画書では、２か所、被害想定箇所を増やすことが決定されていますね。それはどこですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和４年度の変更点につきましては、解消しました箇所が５か所、新規追加が７か所、併せまして結果的に２か所の増となっております。個別に申し上げますと、幸袋の津島工業団地のり面が解消。幸袋の河川、溢水、国土交通省所管の部分が追加。立岩、河川が解消。飯塚、河川、溢水、国土交通省所管部分が追加。菰田、河川、溢水、国土交通省所管部分が追加。穂波、河川、国土交通省所管部分が解消。片島、河川、溢水、国土交通省所管部分が追加。穂波、河川、堤体漏水、国土交通省所管部分が追加。穂波、河川、溢水、国土交通省所管部分が追加。それから菰田、河川、溢水部分が解消。頴田、河川、溢水部分が解消。それから頴田、河川、溢水、国土交通省所管部分が追加ということになっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２番目に言われた幸袋地域のほう、追加、遠賀川、国土交通省所管の箇所が重要度Ｂになっていますね。それで、どういう事情なのか説明をしてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　幸袋、河川、遠賀川、目尾地先、中地先、溢水の国土交通省所管の部分でございます。重要度は国土交通省からの判定でございますが、Ｂとなっております。これにつきましては、対防水工法による積み土俵工を行うということで示されておりますが、遠賀川の水防関係工事が一定程度完了したことを受けて、Ｂ判定となっているものと理解しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この被害想定区域の堤防の真下、飯塚市が公共工事をやっています。何の工事をしていますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　幸袋地区の交流センターの建設工事をいたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　完成すれば避難所にもするということですね。私はこの危険性を指摘して、立地場所が不適切だと反対討論しました。市長は現在でも、この立地場所は適切だと言い切れるでしょうか。ここについては、危険チェックはどのように行いましたか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　この件に関しましては、遠賀川河川事務所とハザードマップの詳細について確認を行いまして、氾濫流区域ではないということの確認をしておりまして、また、あの交流センターにつきましては、ＲＣの２階建てでございます。そして重量的にも、十分な力を加えたとしても倒壊等の可能性はないとして、市のほうで判断して建設を行っているものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この段階で、まだ現地をチェックしていないということも分かりました。

４年前の２０１８年７月、西日本豪雨で大水害が発生した庄司川及び庄内川について、特に注意すべき点はどこですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　庄司川につきましては、柳橋、目尾地内、庄司橋下流から柳橋橋まで両岸２３００メートルであり、平成５年に排水機場が完成しておりますが、想定を超える豪雨になりますと、溢水、冠水のおそれがございます。

庄内川につきましては、４か所の被害を想定しており、特に勢田、浮州橋下流、それから右岸側３００メートル及び頴田大橋上流、右岸側４００メートルについて、溢水による被害が想定をされております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　排水ポンプについては、これまで明星寺川排水機場、庄司川排水機場などで、いざというときに故障停止を繰り返すなど、事実上、運転調整の事態が繰り返されてきました。４年前は庄司川排水機場の水門が開いて、外水が逆流し、被害が拡大したのではないかと、地元の皆さんの間で大問題になりました。水門を開けるはずはないと市役所幹部は口をそろえました。飯塚市の防災士養成講座において、市の防災監である講師が、本川を守るために最終段階では水門を開けると説明しているのを私は目撃しました。私が議会で取り上げた後、防災監は後に続いた講座で、遠賀川ではまだマニュアルができていないという訂正の仕方をしました。その後、遠賀川事務所は運転マニュアルを改定しました。水門は開けないとは書いていません。私は、水門は絶対開けないと、国の遠賀川事務所から確約書をもらうべきだと指摘しました。確約書は取りましたか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　洪水時の水門につきましては、本川から逆流により、堤内地に被害を及ぼすおそれがあるときは、水門を開けることはないとの回答を、遠賀川河川事務所より受けております。また、確約書につきましては、遠賀川流域全体で統一された操作要領により運用しており、操作要領で排水機場の操作及び運用上支障がないため、確約書は必要ないとのことでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　水門を開けないのは、ある条件の下だという答弁ですね。どういう条件のときに水門を開けないのですか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　遠賀川河川事務所の回答によりますと、遠賀川本川からの逆流により、堤内地に被害を及ぼすおそれがあるときは、水門を開けないという回答でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、これは水門を開けるということではないのですか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　基本的にこちらのほうを開けるということではございません。開けないという前提で話を伺っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　誰が判断するんですか、その条件に合致しているかどうかというのは。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　その辺につきましては、現在、遠賀川でのマニュアル関係は協議会で検討中でございます。詳細につきましては、そちらのほうで議論がされているところになってまいります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その詳細を答弁してください。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時５２分 休憩

午前１０時５５分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　先ほどの私の答弁の中で、協議会にて協議をしているというふうな答弁をさせていただきましたけれども、協議会のほうはポンプ運転調整に関わることでございます。こちらの水門管理についてまでの議論というのはされていないということでしたので、すみません、訂正させていただきます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　信用ができない、今の答弁は。

　次に、土砂災害についてであります。被害想定箇所にのり面が１８か所あります。チェックはどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　水防計画の被害想定箇所につきましては、河川と同様に所管担当部署等による平時及び大雨時の巡視及び巡回等を行うことといたしております。併せまして、土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれがある区域につきまして、危険の周知及び警戒避難体制の整備につきまして、毎年６月号からの市報いいづかによる防災特集を通じて、平成３１年３月に発行及び全戸配付いたしました「いいづか防災」に記載の土砂災害の特性、避難時における注意点、ハザードマップの確認などについて、再確認を行っていただくよう啓発及び周知に努めておるところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が危険性を指摘して、議会でも取り上げてきたところが４か所あります。白旗山のアサヒ飯塚メガソーラー周辺は被害想定箇所に指定する考えはないのか伺います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動の影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。（発言する者あり）経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今、言われました白旗山の林地開発の箇所につきましては、現在まだ完了検査等が終わっておりませんので、現段階では被害箇所に想定するという考えは持ち合わせておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ぜひ入れてください。

新相田１８組周辺、中三をはじめ周辺ののり面や水路のチェックはしていますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　林地開発地につきましては、農林振興課におきまして定期的な巡回をしております。開発地の外からではございますが、二瀬地区側及び幸袋地区側から、それぞれ開発地内の状況を確認しております。何か変化がございましたら、迅速に県への情報提供、または県を通じて事業者の指導等、適切な対応を求めてまいります。

また、福岡県につきましても、本庁の職員、また農林事務所の職員での巡回と併せまして、委託業者によるパトロール、また巡回も２週間に１度、また出水期においては１週間に１度、開発地内の確認を実施されているところでございます。さらに、降雨量が多かった翌日につきましては、福岡県の職員による巡回により、随時確認をされているということを伺っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今チェックをして、手を入れるところはないのかと、緊急に。そういうことを聞きたいわけです。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現在、先ほど申しましたように、林地開発につきましては完了検査前でございまして、今、県のほうで最終確認を行っていると聞いておりますけれども、今の現状で緊急にチェックをするところがあるかどうかにつきましては、私のほうではまだその辺の情報はつかめておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　極めて怠慢だと思いますよ。素人が見てもというか、そこに住んでいる者の立場で考えてくださいよ。では、さっき外から見てと言われましたけれど、この施設内の水路、Ａ調整池、Ｂ調整池、どうですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　調整池につきましては、今ご指摘いただいたように外からの確認でございますので、私どもの巡回では直接中を見ることはできませんが、林地開発の計画では、この開発地内に降る雨水につきましては、直接排水されるわけではなく、水路を通って、１度このため池のほうに貯留されるようになっております。白旗山の開発地内に建設されております２つの調整池につきましては、５０年確率の雨に耐え得る設計となっております。しかし近年、異常気象等も頻発しておりますことから、林地開発の許可権者であります福岡県に対しましては、引き続き林地開発事業完了までの指導監督の徹底、施設の適切な維持管理、安全確保につきまして、適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　完工検査が終わるまで集中豪雨は来ないんですか、線状降水帯とか。そういう判断ですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　繰り返しになりますけれども、確かに質問者が言われるように、どのような雨が降るか分かりません。今の状況では確かに５０年の確立に耐え得る設計となっておりますけれども、先ほど申しましたように、やはり異常気象等が頻発している状況もありますので、それにつきましても福岡県のほうへしっかりと対応をお願いしたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　熱海のようなことが絶対に起こらないようにしないといけないという気持ちで質問しているんですよ。片峯市長は１２月議会で、住民説明会は事業者や県と合同という方法であれば、市として開催しても一定の回答ができると思うと、私の質問に答えました。一歩も進まないまま、とうとう集中豪雨の時期を迎えたわけです。災害への不安が強まっています。早急に住民説明会してくださいよ。市長の仕事をしてください。答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　現在、福岡県また隣接する自治会等と情報共有を常時図ってはおります。そのような中で、県のほうにも説明会の予定はということでお聞きしたことはございますが、予定は今のところないということなので、市独自での説明会というのは考えておりません。（発言する者あり）

　申し訳ございません。繰り返しになりますけれど、福岡県また隣接する自治会等との情報共有を常時図っております。そのような中で、県のほうにも情報共有しているわけでございますが、説明会については、県のほうは今のところ予定はないというふうなことでございますので、市単独での独自での説明会については、予定はございません。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　手を挙げてお願いいたします。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午前１１時０４分 休憩

午前１１時０５分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　何度もすみません。市は説明会を現在考えておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大変けしからん。

　筑穂元吉の日鉄鉱業のボタ山跡地における野見山産業の土砂処分地については、防災工事先行の当然のルールを無視したやり方が続いており、周辺住民の不安は深刻です。防災工事はいつ完了させるのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　いつということでございますが、今遅れているのは事実でございます。防災工事のために必要な土砂搬入につきましては、一定程度の量が搬入されていると福岡県より聞いております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まるで他人事やない。福岡県は地元に約束した期限を次々に破って、もう６月ですよ。集中豪雨の時期を迎えている。飯塚市として、他人事でいいのかと。どういう手だてをとるのですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　許可権者である福岡県も、早急に防災工事を進めるよう指導を行っておりますし、私どもも定期的に現地確認を行いながら、早急に防災工事を進めるように事業者に対して指導をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　土砂を７．７メートル、ほぼ８メートルも突き上げて地域デイ施設を造るという、隣接の中尾建設の開発行為のほうの防災対策はどうですか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　当該地につきましては、福岡県と市の合同による６回目の立入りを、令和４年１月２８日に実施しております。さらに令和４年４月２８日に市で状況確認を行っており、現地の状況としましては、直高で約３メートルごとに小段が設置され、盛土の崩落防止対策を実施していることが確認されております。この時点で、計画断面の完成には至っていないため、盛土のみの施工で、計画盛土高より土砂を高く積み上げた状態となっております。なお、６月２９日には、福岡県と市の合同による７回目の立入りを予定しておりまして、今後も、福岡県と市の合同による立入りを継続し、高盛土等を改善するよう指示し、また、工程につきましても進捗状況を確認してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いちいち、やっていると時間がなくなるので、次に行きますけれど、次は、大日寺浪徳の土砂災害警戒区域、特別警戒区域についてです。この谷間は、Ｃ－ＮＡ企画が土砂処分計画を取り下げましたが、広範囲に森林が伐採され、土砂が投棄されたままです。飯塚市は災害防止のために何をしていますか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　土砂災害につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれがある区域について危険の周知及び警戒、避難体制の整備について、啓発や周知に努めることといたしております。なお、当該地の件につきましては、開発許可権者から法律に基づく対応等について指導いただくよう調整等を行っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何を考えているかを聞いたのではなくて、何をしているかを聞いたんですよ。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０９分 休憩

午前１１時１０分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　何をしているかということでございますが、本年１月にこの場所については飯塚市自然環境保全条例上の中止届が出されたわけですが、その後も引き続き定期的に巡回パトロールを、その場所については行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　見ているだけということですね。それより西側に位置する大日寺１２９６－１番地ほかについて、飯塚市の昨年３月の未来エステートに対する指導文書にはあった土砂撤去の文字が、５月以降の指導文書にはなくなってしまった。どういう事情があるのか。担当部長は、土砂流出防止の指導には土砂撤去を含んでいると認識しているなどと、飯塚市議会では通用しない答弁をしたままです。現状は集中豪雨に持ちこたえられるものになっていますか、尋ねます。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　当該地におきましては、昨年３月に指導文書を通知し、それ以降、５月３１日付、８月１１日付、１２月１日付で、土砂流出等の防止対策について指導及び勧告を行っております。これを受けまして、事業者は現在、土砂流出等の防止対策を行っているところであり、その状況等について定期的に現地確認を行っております。今後も引き続き、事業者に対し指導を行うとともに、その対応を注視してまいります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福田さん、私が聞いたのは、集中豪雨に持ちこたえられる状態になっていますかと聞いたのですよ。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　繰り返しになりますけれど、事業者は現在、土砂流出等の防止対策を行っているところでございまして、私どももそれを注視しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　なっていない状態を見守っておりますということね。

　２点目は、住民に優しい避難計画についてです。地域において高齢化が進む中、気候変動による風水害の大規模化、地震の活発化、地域住民の安全を脅かす開発行為などにより、災害によって命が奪われる危険が大きくなっています。飯塚市では、これまで避難所機能を担ってきた小中学校の統廃合、交流センターや体育館の移転が相次いでいます。新型コロナ感染症対策も含めて、避難所の現状と近年の改善点を伺います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和２年度から新型コロナウイルス感染症対策として、避難所での３密を避けるため等の緊急措置といたしまして、高齢者等避難の発令時に開設する指定緊急避難場所と併せまして、１４施設の指定避難場所を拡充して開設することといたしております。また、現在の新型コロナウイルス感染症下における避難所運営において、密閉、密集、密接の３密を避け、受付時の検温、手指消毒等を行い、避難所内で感染者が発生しないように徹底することで、クラスター発生防止につながるものと考えております。

また、本年３月に作成しました飯塚市備蓄基本計画において、今後５年間をめどに、公的備蓄に関して、ニーズの変化や、被災者にかかる社会情勢の変化を反映させた各避難所等に備蓄を進めていくことといたしております。また、各交流センターにおきましては、新規建て替えや大規模改修時にシャワー設備や２４時間換気システムなどについて、設備の拡充を進めておりますことも、避難所としてのグレードアップにつながっているものと考えております。

また、大規模災害時におきましては、避難所等施設の充実を図る目的としまして、民間施設や国、県、教育施設との災害協定を進め、九州工業大学や近畿大学九州短期大学等においては、指定緊急避難場所としての指定も行ったところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　梅雨入りの前にと考えて、５月、筑穂人権啓発センターを見させてもらったときに、高齢者の皆さんから、ここを避難所として利用し続けたいという要望をお聞きいたしました。できない理由が何かありますか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　過去の災害において、市の開設した避難所へ避難することがかえって危険なため、自治会長をはじめ地域の方々の協力により、周辺住民の方を自治公民館等へ避難させ、受入れをしてもらったなどの実績がございます。市としましても、自助、共助の力なくしては災害対応は難しいと考えており、自治会等の地域の協力は必要不可欠であると考えております。

筑穂人権啓発センターも含め、他の施設においても、開館時間内においては、避難を目的として一時身を寄せられる方がおられます場合には、一般来館者として受入れを行った事例もございます。しかしながら、閉館時間につきましては、施設管理上の課題や運営方法について、多くの課題が発生しているのも一方で事実でございます。

地域の方々と施設側との十分な協議を行った上で、避難体制の整備を進めていただくことができれば、市といたしましても、危険回避の観点から問題はないものと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　できるということを確認します。

　第２は、「暮らしの応援について」です。１点目は、暮らしアッププランについてです。急激な物価高が暮らしを直撃していることについて、市長は、昨日、収入の低い貧困層が多い中で、物価高がこのまま進めば、格差の問題がある中で、子育て世代への影響が大きくなるとの認識を示し、少しでも何か支援する必要があるのではないかと述べて、６月議会に補正予算を追加提出する。議会からも提案をいただきたいと発言しました。少し弱々しさを感じますが、その方向性は歓迎し、十分に審査し提案もしたいと思います。

ところで私は、既に３月議会において、一般会計当初予算規模８０９億４６００万円の０．９％程度、総額７億３千万円程度で実現できる暮らしアッププランを提案しました。新型コロナ対策という視点からスタートして、当初予算を審査する３月議会において３年連続の提案です。ごみ袋の値下げは進みました。この提案について市長は、大事な提案だと思うが財源を含めてよく検討する態度を続けてきました。財源については、まず国が責任を果たすよう求めることが重要ですが、飯塚市としてしっかりした財源が確保できる認識を市長が持っていることは、一昨日の議会答弁からもうかがえます。もちろん、飯塚市の不要不急の大型箱物事業の無駄をチェックすることは重要なポイントです。

市長は今年４月初め、各部長に集まってもらい、少子高齢化対策の視点から、予算に現れる対策を取ろうと協議したとのことであります。そこで、私の暮らしアップの提案について、どう検討し、どう実現しようとしているのか、それぞれについてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まず、子ども医療費の関係で答弁させていただきますが、本市の子ども医療費助成につきましては、令和２年１０月から通院にかかる助成を、小学生までから中学生までに拡充をしております。現在、把握している拡充分の助成額は、令和２年１０月診察分から令和３年９月診察分まで１年間で約２２００万円となっております。この額が新たに保護者の負担軽減につながったと考えております。併せまして、入院時の助成は高校生まで行っております。今後につきましては、実績等を見ながら、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　暮らしアッププランのほうで、児童クラブ利用料の半額減免の提案のほうをいただいております。このことにつきまして、現在、既に条例で定める要件に基づき減額措置を実施しておりますことから、現行以外の減額については現時点では決定しておりません。

　続けてでございますが、暮らしアッププランの３点目、学校給食費を半額にというご提案につきましては、既に生活保護制度や就学援助制度に基づく学校給食費の補助または援助を実施しておりますことから、これらの制度に該当とならない世帯に対する措置は考えておりません。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　３月議会で答弁しておりましたが、幼児教育保育無償化の対象とならない方に対する保育所等の利用料を全額無料にすることについては、１年間で約４億８千万円の財源が必要となることから、継続して行う事業としては実施は難しいものと考えております。また、既にご家庭の状況に応じ、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の保育料、ひとり親等の世帯で市民税所得割額７万７１０１円未満の第２子の保育料、第３子以降の保育料は無料としており、本市が無償化が必要であろうと考えている世帯に対する手当てはできているものと考えております。このようなことからも、保育料無償化の完全実施は難しいものと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、４月の各部長が集まってもらった協議ですけれど、大山は鳴動したけれどもという答弁が続いているように思うけれど、追加提案を見てみて、どうなるかというのはありますけれど。

　そこで、ごみ袋の値下げは４月実施となりましたが、市としては市民の声をどう受け止めていますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　ごみ袋につきましては、今年度から家庭系、事業系ともに値下げをしております。間接的に下がったというような声は聞こえてきております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何億円も影響のある値下げをしていて、そういう政策をとっていて、間接的にその効果が聞こえるくらいの仕事の仕方でいいんでしょうかね、片峯市長。

物価高騰の大本には、自公政権のアベノミクス政策があり、国民の苦しみは、強いものをより強く、弱いものはより弱く、実質賃金は大幅ダウン、年金は削減、社会保障も切り下げられるなど、新自由主義路線による格差社会のゆがみが広がっているからです。これに反省のないまま、国は物価高騰に関わって、４月２６日、総合緊急対策をまとめ、４月２８日、臨時交付金に関する通知を出しました。あまりに弱々しいものですが、飯塚市が受け取る配分、対象となる主な事業を紹介してください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　では、まずその内容からでございますが、国から通知されましたコロナ禍におけます原油価格・物価高騰等総合緊急対策に記載されている当該交付金の説明を読み上げさせていただきますと、地方公共団体が、コロナ禍において（発言する者あり）

　失礼いたしました。その内容でございます。記載されている内容を読み上げさせていただきます。地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設する。これにより、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業等の支援といった取組をしっかりと後押しするとなっております。地域の実情に応じまして、物価高騰の影響を受けました生活者や事業者の負担軽減に活用できるものという理解をしております。また、臨時交付金の交付限度額につきましては、５億２２０７万７千円となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　少ないですよね。

４月２８日には文部科学省から自治体に宛てた要請がありました。紹介してください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和４年４月２８日付で、文部科学省初等中等教育局長より通知があっております。コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてでございますが、その内容は概要となりますけれども、まず、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念される。その対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業を例として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されたことを周知するといった内容でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこで２点目、学校給食費の無償化については、市長は３月議会、予算特別委員会において、飯塚市議会で初めて、給食費の無償化が学校給食法第１９条に照らして法律違反ではないという、当たり前のことをようやく認める答弁をしました。いつ、その認識に立ったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　法律違反でないという認識にいつ立ったかということでございますが、福岡県市長会のほうでは、従来より学校の給食無償化について要望を出しておりますので、それがいつからというのはちょっと把握しておりませんけれども、無償化について法律違反でないというのは、従来からあった認識であるというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長の頭の中のことを聞いているんですよ。教育部長は答弁できないでしょう。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　福岡県市長会への要望につきましては、教育部局も含めた中での合意形成での要望になりますので、そういったところで、法律違反ではないという認識が従来からあったというふうに思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が市長なら、すぐに手を挙げて立って、私が教員になったときから当たり前のことなので、承知していましたと答弁します。

学校給食費に関するそれより前の議会答弁について、この際、教育部は謝罪することはないんですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　従来からのご質問に対する答弁としましては、学校給食法第１１条に基づき保護者負担を求めているものでございますといった答弁を差し上げていたもので、無料にできるのかできないかについてはっきりと申されたのは、先ほど質問議員が言われますように、先日のことでございますので、給食費無償化という踏み込んだ対応をするという決断を下した場合には可能ですというふうに、さきの特別委員会のほうでお答えした次第です。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校給食法第１１条でしたね。それで今部長がおっしゃったのは、３月議会、予算特別委員会のことだけをおっしゃっているんですよ。あなたがその職に就く前から、どういう答弁をしていたのか調べたら分かります。そうしたら謝罪をしてください。

　そこで、学校給食費については半額補助に必要な財源は年間１億５千万円弱でしたから、全額補助、無償化には３億円かかることになります。私は、国が責任を果たすというまで待たず、先行して実施する財源は飯塚市には十分あると考えます。４月の国の総合緊急対策では、臨時交付金は無償化の財源に充てられるようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　先ほど行政経営部長のほうが答弁しましたとおり、充てられるということで認識しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　お隣の宮若市の動きは調べていますね。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　宮若市における今回の交付金を活用した動きとしましては、２学期からの給食費全額を補助ということでお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　直方市、鞍手町、小竹町はどうですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　直方市におきましては、食材高騰対策費として１食当たり１０円掛ける児童数ということで、２学期を補助しているところでございます。小竹町でございますけれども、小竹町のほうは９月から３月までの給食費を全額補助、鞍手町につきましては、４月から６月までの給食費を全額補助ということでお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市は必ず学校給食費の無償化を国に先駆けて一歩前進するだろうと、そのために頑張ってもらいたいというふうに思います。

　３点目は、水道料の値下げについてです。水道料３５％値上げは、今日の物価高騰と重なり市民生活の重大な重荷になっています。市長も同じ認識でしょうか。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　今回の水道料金の改定につきましては、安全で安心な水を供給するために必要な財源を確保する最低限の改定となっております。昨年３月に策定した経営戦略に掲げる老朽管や老朽施設の更新事業等に支障を来し、安定した水の供給ができなくなり、かえって市民の皆様に大きなご負担をおかけすることとなります。（発言する者あり）

　水道料金の値下げにつきましては、今申しましたように、値下げすると、最低限の改定でありますので、老朽管や老朽施設の更新事業ができなくなってまいります。そうしますと、かえって市民の皆様に大きな負担をおかけすることから、値下げについては考えておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　重荷になっているかと聞いたのに全く答えない。値下げとかすると、かえって負担がかかります。どれだけ上から目線かという答弁よね。

新型コロナや物価高騰から暮らしを守る視点から、水道料の負担軽減をした自治体の状況を調べていますか。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　インターネットで調べた範囲でございますが、愛知県大府市が今年７月から４か月間、基本料金を免除、千葉県野田市が今年４月から同じく４か月間、基本料金を免除、それから大阪府堺市、今年９月から４か月間、基本料金を免除、埼玉県鳩山町、今年６月から４か月間、基本料金を免除、埼玉県蓮田市、今年４月から４か月間、基本料金免除等がございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３５％もの値上げを非公開で諮問機関に審議させ、答申書を受け取ったのが片峯市長です。そもそも、こういうやり方は認められません。物価高騰の状況から考えても、この際、水道料を元の水準まで値下げするとともに、既に徴収した中から３５％分を市民に返還してしかるべきだと思うが、市長の見解を伺います。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　繰り返しの答弁となりますが、今回の水道料金の改定につきましては、必要最低限の改定となっております。そのことから現状を考えますと、３５％を元に戻して市民に返還ということは考えられる状況ではございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民が立ち上がれば、それを考えてもらわないといけない局面にはなると思います。

　第３は、「地域公共交通の確保と対策について」です。１点目は、新型コロナ感染症対策について、どういうことを改善したか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今年度４月より、運行の形態等を見直しておりますが、今回の運行計画の変更に伴って、新たな新型コロナ感染症対策を取ったかということについては、取っておりません。従前より運転事業者には、乗務員のマスク着用、車内除菌、換気等の指導を継続的に行っておりますし、車内においても利用者向けマスク着用、せきエチケット等の注意喚起を車内掲示し、注意喚起を行っているというような状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　予約乗合タクシーにおいて、今年度からワゴン型に代わってセダン型が走り始めたところがありますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

筑穂地区において、１台セダンが走っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう経過ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　セダン車両の採用につきましては、これまで予約乗合タクシーの同乗者が３人以上の乗り合いになることが少なかったこと、筑穂地区においては車両３台で運行することから、多数の利用者が同時に利用する場合にも対応ができることなどから、この地区においてはセダンでの対応が可能と判断をいたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新型コロナ感染症防止対策にとって、密になることがどういうことになるか考えたのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　内部検討はしております。国等のガイドラインがございますので、それらを参考にして感染症対策を行うことで、拡大防止に努めております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　女性専用の車はあるのですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一体、誰が思いついたのですか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３８分 休憩

午前１１時３８分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　セダン導入につきましては、事務局提案でございます。これは同乗者数といったそういう利用状況から判断して、事務局のほうで提案させていただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このことは議会で取り上げられましたか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３９分 休憩

午前１１時３９分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　閉会中の協働環境委員会の中で報告いたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議員から提案があったのかと聞いたのですよ。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは会議録で確認しましょう。元に戻すには、どういう手続が必要ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　大変申し訳ございませんでした。協働環境委員会の中で付託案件となっておりました。そのときに、いわゆる経費の効率化とか、そういう視点の中で、セダン導入のご提案はあっておりました。

　元に戻す手続ということでございますが、運行に関しては、飯塚市地域公共交通協議会での了承、運輸局の運行許可並びに運行業務受託業者との契約変更が必要となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　やればできるということですね。

　２点目は、地域住民の利便性についてです。立岩地域において予約乗合タクシーが利用できない事態が続いているが、いつ利用できるようになるのですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在の運行体系では、立岩地区での運行予定はございません。現在の運行計画は令和６年度までの計画でございますので、令和６年度末までの運行の予定はございません。運行するとしても、運行計画といったものを考えるにしても、令和７年度以降となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　早めてもらうにはやはり市民が議会請願とか、市長への請願を出すということになるわけですね。

今年度からの事業計画については、３か年の期間中について新たなバス運行の縮小や廃止はしないという誓約書を、西鉄からもらいましたか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　もらってはおりません。というか、こちらのほうからもお願いはいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方は西鉄と会ったときに、そういう努力をしますという話はなかったのですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　この件に関しましては、市内の西鉄バスの路線の減便、廃止、そういうものを西鉄バスのほうが決まった段階で、市のほう、それからまた公共交通協議会のほうに提案してきたというような経緯がございます。したがいまして、これは令和２年だったと思いますけれども、公共交通協議会の中でも、西鉄バスもその協議会のメンバーでございますが、西鉄バスのほうにも、決まってからそういうものを提案するのではなくて、路線の存続が厳しく、運行が厳しいというような状況になってきた段階で、こういった協議会の中で、みんなで協議しましょうというような話がございました。それを受けて、飯塚市といたしましても、令和２年２月でございましたけれども、西日本鉄道株式会社の本社のほうにも伺いまして、市長名での要望書を出しております。その際にも、本市の地域公共交通事業の中長期的な安定運営のため、情報の共有、事業計画立案等の協議を行う検討会議の設置について協力を求めるというふうな形で、文書で要望いたしております。これを受けて、令和２年３月に西鉄バスのほうから、飯塚市内における路線バスの維持、確保のためには、飯塚市の主体的な関与が必要不可欠と考えていると。そのためにも、情報共有や運行計画立案等の場として、検討会議を設置することに賛同いたしますとの回答を得ていますので、それを踏まえて、現在も定期的に検討会議を西鉄バスと市のほうでやっているというような状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第４は、「公正で透明な市政運営と市長の姿勢について」です。１点目は、日本国憲法第１５条について、市長はこの条項の意義をどう受け止めているか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　日本国憲法第１５条第２項におきましては、全ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められております。国民主権を原則とする憲法の下で、我々公務員は、全ての市民に対して中立又は公平に公務に取り組んでいかなければならないということを認識いたしております。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　総務部長が答えましたとおり、私も、それから市の全ての職員も、そのような固い意識で日々の業務に当たっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それなのに、聖徳太子の１７条の憲法の中にある「背私向公、これ臣の道なり」と続く、その背私向公を市政運営の中に据えるという立場を、なお改めるとは言わないでいるわけです。

そこで２点目は、公共事業についてです。飯塚市の入札制度で１者入札の採用をめぐる経過を伺います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　１者入札の件につきましては、平成２６年１２月に、条件付一般競争入札における１者入札を認める決定をいたしております。その後、平成２９年４月に、条件付一般競争入札において１者入札を認めないとする決定をいたしております。いずれの決定に際しましても、直近の総務委員会において報告をいたしておるところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長の判断で、次々に変わってくるわけですね。１者入札オーケーの下で、鎮西小中一貫校建設工事に見られるような事実上の官製談合により、建設工事５つの入札が全て落札率１００％となりました。この入札は、市役所サイドでは、誰が仕切ったのですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　鎮西小中一貫校建設工事は、条件付一般競争入札により実施いたしておりますが、入札の実施に当たっては飯塚市建設工事条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において審議を行った後に、事務決裁規程で定めております決裁権者の決裁を受けて公告を行い、実施をいたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の答弁は市長ではないという趣旨なのですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　最終の決裁権者におきましては、市長でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここで、新体育館建設工事の入札に至る経過を改めて伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館については３回入札を行っております。令和２年１月でございますが、このときは全者辞退のため中止となっております。２回目につきましては、令和２年２月でございましたが、入札者が１者のため、これも中止となっております。３回目の入札が令和２年５月でございますが、落札ということで現在の工事となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　こういうのは飯塚市では普通のことですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　それ以前の例といたしましては、幸袋小中一貫校に関する入札について、不落により２回の入札が行われたという実績がございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　共通の勢力の関わりを感じさせるものが、今の答弁からはありますね。

地盤不良を理由に工事費を７億円増額させましたが、市と請負業者の責任割合について、市長は顧問弁護士にも相談せず、市長判断で７億円をぽんと出す議案を議会に出して、市議会で多数で可決した経過が続きます。新体育館建設をめぐる一連の経過の中で、任意の事情聴取を受けた幹部がいないか、この際、もう一度伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　おりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が議会で質問するのは初めてではありません。市長はどんな調査をしましたか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　恐らくフミン酸のことをおっしゃっているんだと思います。皆さんもそうだと思います。私も、そのようなコンクリートを凝固させにくい成分があるということそのものを、調査の結果で初めて知りました。それが何かということを自ら調べるのはもちろんのこと、市の専門職員のほうにも、資料とともに詳しく尋ねましたし、そのことの影響や、それを最小限に食い止めるためには、どうすればいいかというような確認、そしてそのことの現実性について、聞き取りや調査を私なりに、市職員を通してしたつもりでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　任意の事情聴取を受けていないかどうかを聞いたんですか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　そのような職員はおりませんでした。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いや、調査をしたのかと聞いたんですよ。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　調査はいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の市長の答弁は何なのですか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　私が答えましたのは、この追加工事の整合性について調査をしたというように、そのことについて総合的にお尋ねになったと思いましたので、そう答えました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　任意の事情聴取を受けた幹部がいないか調査していないというのであれば、調査してくださいよ。市長、どうですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども市長のほうが答弁いたしましたけれど、いろいろ確認はしておりましたけれども、任意事情聴取を受けた幹部はいなかったという調査結果でございます。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　手を挙げて発言をお願いします。（発言する者あり）挙手をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁を変えるんだね。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５３分 休憩

午前１１時５５分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　すみません。もう一度、答弁させていただきます。まず１点目でございますが、任意の事情聴取を受けた幹部はいないかというご質問でございましたが、これについては、おりませんという答弁させていただいております。それについて、もう一度、どんな調査をしたのかということでございます。いないという調査をしたのかということだろうと思いますが、それについては、先ほど市長も答弁いたしましたけれど、そういう調査、確認をした結果も含めて、幹部の中で事情聴取を受けた者はいないということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その調査には記録がありますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これは聞き取りという形でいたしましたので、記録等は残っておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３点目、企業局と市長の関係についてです。上下水道事業経営審議会が完全非公開で３５％アップを答申しました。この非公開について片峯市長の指示があったのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　審議会の非公開につきましては、事務局が提案し、審議会で決定したものです。これについて片峯市長の関係性はございません。企業局であくまでも諮っていったものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　こういう重大な答申を持ってきた審議会が、完全非公開で行われたことについて、片峯市長はどう思われますか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　その諮問機関が、その審議において非公開にしようと決定されたことですから、私としては、そのことを支持するべきだと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長として資格が問われる答弁をしましたね。あなたの諮問機関ですよ。そしてあなたが諮問したんですよ。

　４点目は、教育委員会と市長の関係についてです。教育委員会制度の意義を伺います。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　教育委員会制度の意義でございますけれども、１点目は政治的中立性の確保、２点目は継続性・安定性の確保、３点目は地域住民の意向の反映というふうになっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１点目は何と言われましたか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　文部科学省のホームページのほうにあります教育委員会制度についてのところからの抜粋でございます。１点目は政治的中立性の確保となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　内容はどういうことですか、それの。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　政治的中立性の確保につきましては、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要というふうになっています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、この教育委員会制度の特性とはどういうものですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　教育委員会制度の特性でございますけれども、１点目が首長からの独立性、２点目が合議制、３点目が住民による意思決定でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１点目について説明してください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　１点目につきましては、行政委員会の一つとして独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保ということになっています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、総合教育会議とは何か、市長の役割は何か、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　総合教育会議でございますけれども、総合教育会議は地方公共団体の首長と教育委員会が教育政策について協議調整する会議体で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、地方公共団体に設置されるものでございます。

次に、総合教育会議での市長の役割でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４の規定は、地方公共団体の長が総合会議を設けること及び総合教育会議の協議事項、構成員、招集、公開、議事録等について定めたものでございます。そこで、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員の任命や教育委員会の所管事項に関する予算の編成、執行、条例提案などの重要な権限を有していますが、総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議調整の場であり、総合教育会議の設置により、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としていますので、このことが総合教育会議での市長の役割であるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長と教育委員会は対等の関係ですね、ここでは。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　今答弁申し上げたとおり、そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この総合教育会議の会議録はどのように作られますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　会議録の作成方法につきましては、録音のデータから読み起こしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　責任関係を明らかにしてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　責任関係ということで、作成をどこがしているのかということになりますと、教育総務課にて作成をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　決裁は誰がするんですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　決裁につきましては、市長の決裁を受けております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長はこれを全部読んでいるわけですね。そこで、今年１月３１日に第１回会議が行われているんだけれど、６ページ、片峯市長が適応教室に関連して発言をかなりやっています。ちょっと説明してください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　今ご質問の１月３１日の総合教育会議の中での６ページでの市長のご発言ということで、フリースクールのオアシスの関係のことについてということで答弁のほうをさせていただきます。まず、このフリースクールのオアシスの関係につきましては、こちらのほうの議事録に書いてありますとおり、コスモスを主催していただいている方からご相談があって、この日の議題のほうが、不登校児童の学びの保障についてということでもございましたので、そういったところからご相談があった件について、発言をされたものというふうに解しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長が説明に立たないんだったら、ちょっとそこを読み上げてください。あまり長くないので。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　それでは、個人名の部分につきましては、省略（発言する者あり）

　それでは読ませていただきます。

　今のご指摘の部分については、次の議題第２号とも関係してくるのですが、小中一貫教育を目指した初期の目的、子ども達をしっかり理解しましょう、特に中学校に入学して中学校の先生の目からだけ見た子どもの実状や背景分析だけでなく、幼い頃からしっかり見てきた小学校の先生方の目と知見をお借りして一緒に子ども達を見ていきましょう、というねらいが一つありましたので、その徹底を図ることと、今回教育委員会が明言されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によって専門的知見からも、今髙石委員からご指摘があったようなことの分析・見立てをしていただいて、原因究明を探ることが、支援の適切さに繋がるということです。

それからもう一つは、まさに議題第２号ですが、地域の保護司さんや民生委員さんと情報共有をしながら、その子がどうしてそうなのかという分析のみならず、その子への見守り等も充実させていく。そんなことをまさに不登校が増加し、経済格差が子ども達の学びの格差になりつつある今だからこそ、今一度力を入れていきましょうという原点回帰を求められましたら、先生方は皆さんまっすぐですので、しっかり頑張ろうとしていただけるのではないかと思います。

では、今日こうしてお集まりいただきまして不登校について学校教育課の方から今後さらに充実させていく意思表示があり大変嬉しく思っているのですが、資料３ページにある飯塚市適応指導教室のコスモス、フリースクールのオアシス、みんなのおうちについては不登校児童生徒が利用している施設です。実はそのオアシスを主催していただいている藤江先生からご相談がありました。皆様御承知のとおり藤江先生もご高齢でありまして、それでも一生懸命身を粉にしてオアシスで頑張ってくれておりますが、自分も年齢的にいつまでやれるか分からない。途中でできなくなったときに目の前に子ども達がいたとするとそんな申し訳のないことはないのでどうしようか、という相談がありまして、じゃあコスモスとオアシスを融合させましょう、コスモスをより環境のよい今の鯰田にあるつどいの広場に移転させてやっていくのがいいんじゃないかと。園庭もありますので。今コスモスは市が雇用している２人の職員が一生懸命やっておりますが、オアシスは地域のボランティアの人たちの参加もありますので、そういう関わりも組入れながら、教育長とはできたら教員ＯＢの方のお力もお借りするということでのオープンな運営をしていけばスペース的にも成り立つのではないかと話をしております。来年度からその試行に向かおうということで教育長とは調整しておりますし、今日は福祉部長が来てくれておりますが、実は今オアシスの施設を所管しているのは教育委員会ではなく福祉部なんですよね。しかしながら、子ども達のためにということで、福祉部が場所を提供する。会計的には所管が違い、つどいの広場の目的に合致しているかというと難しいですが、そうすると何も罪もない子ども達が辛い目にあう可能性がありますので、教育委員会が主体性をもってやるということは望ましいことです、と福祉部からもご意見いただいております。そのように進めたいと思うのですが、それぞれに歴史もあるものでございますので、委員の皆様からのご意見がございましたら、この場でお伺いしたいと思っております。

　以上、６ページの市長発言全文です。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」この目標は、飯塚市総合計画の第１次、第２次を通じて一貫したものです。市政のあらゆる分野に市民主権、住民主権の立場を貫き、暮らしの応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営を進める、これらを太く貫くことが大切です。市議会は毅然としてチェック機関の役割を果たせるよう、議会改革が必要です。この点で仮にも市民に隠れ、一部の人々と慣れ合い、ルールを踏み外し、福祉の増進は二の次、無駄遣いを進めるというようなことでは、住民福祉の増進を図るという地方自治の本旨は―――。

○議長（秀村長利）

　発言時間が終了しておりますので、ご了承願います。暫時休憩いたします。

午後　０時１２分　休憩

午後　１時１５分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。１１番　田中武春議員に発言を許します。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

事前通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。今回は「ふるさと納税について」、幾つか質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税の誕生の経緯については、地方から都会に出た多くの人が、ふるさとで生まれ、その生まれた自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に、生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体はそれらの多くの地方の出身者から税収を得ることができますけれども、一方で本人たちが生まれ育ったふるさとの自治体には、その税収が入りません。そこで今は都会に住んでいるのだけれども、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で恩返しのために幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかというふうな問題提起から始まりまして、数多くの議論や検討を経て生まれたのが、このふるさと納税制度であると言われております。

また、ふるさと納税については、納税という言葉がついていますが、実際には都道府県や市町村への寄附をする制度です。ふるさと納税で自治体に寄附をすると、寄附した金額から自己負担額２千円を除いた金額が税金の控除の対象となります。つまり、ふるさと納税を通じて寄附を行うことで、実質的にその自治体に納税をしていることになります。さらに、寄附への感謝の印として、寄附した自治体からお礼の品を受け取ることができます。そのお礼の品の多くは地場の名産品が充てられるため、自治体にとっても地場の名産品や産業を全国の人に知ってもらえる貴重な機会になっています。こうした認識の上で、本市のふるさと納税の現状について質問をします。

　ふるさと納税の制度スタート時からの、本市の年度別寄附件数及び寄附額の状況についてお示しください。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　本市では、ふるさと納税制度の運用が始まりました平成２０年度当初から参加をいたしております。ご質問の年度別の寄附件数と寄附額について、年度、寄附件数、寄附額の順にお答えいたします。まず、平成２０年度３５件、１９４万円。平成２１年度５０件、５６５万５千円。平成２２年度１１８件、８５１万円。平成２３年度１１０件、８０４万２千円。平成２４年度１５３件、７６６万３千円。平成２５年度７０５件、２６５２万円。平成２６年度１５７７件、２１７３万１５００円。平成２８年度１万１２０３件、１億７６０５万２３３４円。平成２９年度３万２６８８件、５億２１００万６６５６円。平成３０年度１８万８０８２件、２６億７９０９万５３６１円。令和元年度１８万７３１４件、２１億６３６９万７５９９円。令和２年度３７万６９６８件、４３億７６５３万９４５４円。令和３年度５７万４０４３件、６５億６３９８万１４００円。１４年間の合計で申しますと、寄附件数１３７万４６８７件、寄附総額１６５億８８３８万３４０４円となっております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　平成２８年度に初めて１億円を突破して、僅か２年後の平成３０年度には２６億円、そして令和２年度には寄附件数が前年度より約２倍、寄附額も約４３億７千万円と急激に増加をしていますけれども、これは何か特別な取組等を行ったのか、また、本市として、この件についてどのように分析をしているのか、具体的にお示しください。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　令和２年度に倍増しました主な要因といたしましては、ふるさと納税返礼品の中でも特に全国的人気となりましたハンバーグが好調であったことがございます。このハンバーグですが、本市の返礼品として初めてご登録いただいたのは平成２９年度からですが、当初は今のような人気の返礼品ではありませんでした。人気となりましたのは事業者様がご自身で地道な広報活動を行い、また、一度食べられた方がリピーターとなるなど、その積み重ねの結果でございます。ハンバーグが人気となった結果、本市のふるさと納税サイトを閲覧される機会が急激に増加し、セットで他の返礼品を選択される寄附者が増加するとともに、ご登録いただいている事業者全体の波及効果へとつながったことで、寄附が倍増したものであると認識いたしております。本市としましてもこの機会を最大限に活用いたしまして、大都市圏におけるＰＲ活動をさらに今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　たしか４月だったと思いますけれども、貢献してくださった上位２社に感謝状を贈られたという新聞を拝見しました。新聞の記事を持ってきました。ちょっとご紹介したいと思いますが、飯塚市は寄附集めに大きく貢献したとして、人気が高かった返礼品を提供した上位２社に感謝状を贈った。２社は、ギフト販売の「吉浦コーポレーション」とコーヒー豆販売の「オアシス珈琲」。吉浦コーポレーションは先ほど言ったデミグラスソースのハンバーグが人気で約２８億円、それから、オアシス珈琲は７種のドリップバッグの詰め合わせで１億９千万円の寄附を集めたという記事が載っておりました。

ふるさと納税の返礼品を提供されている事業者の頑張りがあったということで、よく分かる記事が載っていました。登録されている事業者が約１３０社ほどあって、返礼品が６００種類以上だったというふうに思いますけれども、このように貢献していただいた事業者が、今後ますます増えてくれば、市としても、そして事業者にとっても、お互いにウィン・ウィンの関係ですので、大変すばらしいことだというふうに私も思います。

　次に飯塚市ふるさと応援寄附金事業についてお尋ねしますけれども、ふるさと納税の応援メニューがありますけれども、どのようなものがあるのか。また、応援メニューごとの寄附額について、令和３年度分についてお示しいただきたいというふうに思います。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　応援メニューにつきましては全部で８項目ございます。令和３年度の寄附実績における応援メニューごとの寄附件数及び寄附額につきましては、寄附額の多かった順に申し上げますと、１番目が「まちづくりの推進」で２５億９２０４万７千円。２番目に「全事業」で１４億４０５０万９千円。３番目に「教育・文化の充実」で１３億８５４４万８千円。４番目に「市民福祉の向上」で４億２９０１万８４００円。５番目に「産業・経済の活性化」で４億２７８７万９千円。６番目に「生活基盤の充実・環境整備」で２億８８４９万２千円。７番目に「新型コロナウイルス感染症対策」で４５万８千円。８番目に「大学応援寄附金」で１３万円。合計で６５億６３９８万１４００円となっております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　今、答弁いただきましたが、「まちづくりの推進」への寄附が一番多いということは、寄附される方のふるさとへの思いと、片峯市長が目指しております「支え合い　助け合い　Ｉ（愛）がつながるＩｉｚｕｋａ」とも合致しているように私は思います。また、さきの代表質問でも同僚議員が要望をしていましたが、移住定住の定住を応援メニューに取り入れることも大事だというふうに思いますし、令和４年度から市長も力を入れております子育てについても、この応援メニューに取り入れることで、多くの寄附が見込まれるのではないかというふうに思います。ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

　それでは続けてお尋ねしますけれども、応援メニューごとに、いただいたこの寄附金について、その使い道はどうなっているのか、活用された事業の内容についてお示しください。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　令和元年度の寄附金の活用につきましては、既にホームページ等で公表しております情報に基づきお答えいたします。令和元年度の寄附額２１億６３６９万７５９９円から、必要経費等を除いた８億４８７４万５千円を、令和２年度に実施いたしました各事業の財源として活用させていただきました。

応援メニューごとの充当額の高い順の内訳といたしましては、まちづくりの推進に３億５２５６万円、主な事業といたしましては、交流センター整備事業やまちづくり協議会活動推進事業などでございます。

次に、教育・文化の充実に２億５２６６万８千円、主な事業といたしましては、文化会館改修事業や外国語教育推進事業などでございます。

次に、産業・経済の活性化に７２００万８千円、主な事業といたしましては、サンビレッジ茜管理事業や有害鳥獣駆除対策事業などでございます。

次に、生活基盤の充実・環境整備に６１２４万１千円、主な事業といたしましては、予約乗合タクシー運行事業や浸水対策事業などでございます。

次に、全事業に５８２２万７千円、主な事業といたしましては、戸建中古住宅取得補助事業や住宅取得移住奨励事業などでございます。

最後に、市民福祉の向上に５２０４万１千円、主な事業といたしましては、シルバー人材センター補助等事業や乳幼児保健事業などでございます。

合計いたしまして８億４８７４万５千円を、市の様々な事業の貴重な財源として充当を行っております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　令和３年度は５７万件以上の寄附があったとのことでしたけれども、全国のたくさんの方々が飯塚市にふるさと納税をしてくださったおかげで、様々な市のまちづくり事業が実施されていると思います。応援メニューに従って、行政の各部、各課の事業に幅広く活用されていることについても以前、市民への周知とか、市の各部、各課への周知に取り組むとお聞きをしておりましたので、しっかりと周知をお願いしたいと思います。市民の皆さんも、もちろん職員の皆さんにも、何を財源としてこの事業が実施できているのか、そういうことを知ってもらうことも大事だと思います。

　次に、令和２年度は４３億７６５３万９４５４円、令和３年度は６５億６３９８万１４００円とのことですけれども、これは市に入ってくるお金のことです。一方で、市から出ていくお金として、飯塚の市民の方々が他の自治体に寄附をされた金額について、令和２年、令和３年、それぞれ幾らだったのか、お示しいただけないでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　飯塚市民の方が他の自治体に寄附された実績につきましては、税務課から情報をいただいたものになりますが、令和２年度が３３１６名で３億１２１３万３０１０円。令和３年度が４６０８名で３億６４７２万８１００円となっております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　毎年３億円超が逆に出ていっているということです。５千人を超えると、４億円いくかもしれませんね。ちょっと心配しておりますが、それよりも市に入ってくるほうが何十倍も大きいということで、よく分かりました。頑張って好調をキープしていただきたいというふうに思います。

　次に、ふるさと納税では寄附者が確定申告をしなくても税の控除を受けることができる、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度があると聞いていますけれども、この制度についてはどのような仕組みになっているのか、お示しいただけないでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ふるさと納税を行う寄附先の自治体数が５団体以内であれば、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みでございます。これを活用するには、ふるさと納税を行う際に、寄附先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、寄附者がお住まいの市町村に対するふるさと納税の控除申請を、寄附を受けた自治体が本人に代わって行うものでございます。この制度を活用することで、確定申告を行うよりも簡単な手続で寄附金控除を受けることができるようになっております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　確認ですけれども、寄附をする自治体の数が５自治体までであれば、このワンストップ特例制度を活用しさえすれば、面倒くさい確定申告をしなくてもいいということで、これは知っているのと知らないのでは、大きく違うと思います。こういった税の控除を受けられるための手続が簡素化されるということも、このふるさと納税の一つの魅力ではないかと私も思います。

　さて、これまで個人版のふるさと納税についていろいろと質問をしてきましたが、少し視点を変えまして、次は企業版ふるさと納税制度について質問をしたいと思います。この企業版ふるさと納税については地方創生応援税制と言い、企業が地域再生法の認定を受けました地方公共団体が実施する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行うものであると聞いておりますけれども、具体的にどのような制度なのか、お示しいただけませんか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　企業版ふるさと納税につきましては、地方創生の実現に向け、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアをはじめとする各界各層の参画と協力を推進することを目的として、特に大都市圏に集中している企業等が地方創生事業を支援することができる仕組みとして平成２８年度に創設された制度であり、内閣府が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人税等から税額控除の優遇措置を行う制度でございます。本市が認定を受けている地域再生計画は、飯塚市まち・ひと・しごと創生推進計画で、期間は令和２年度から令和６年度までとなっております。企業からの寄附の条件といたしましては、１回当たり１０万円以上の寄附であること、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けたりしないこと、本社が所在する地方公共団体へは寄附することができないこととなっております。なお、本制度の利用促進を図るため、令和２年度に制度の変更が行われ、企業のメリットである税額控除の優遇割合が６割から９割に拡充をされております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　企業版ふるさと納税では、法人税等が最大で９割の控除が受けられるということは、実質１割の負担で地域貢献ができるということですね。

　それでは、本市における企業版ふるさと納税の寄附の実績についてはどのようになっているのか、お示しいただけませんでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　本市における企業版ふるさと納税の寄附実績につきましては、初めて寄附を受けましたのが平成３０年度で、５社から３６５万円、令和元年度が１社で１００万円、令和２年度が２社で１３００万円、令和３年度が４社で４５３０万円となっております。以上４年間で１２社の皆様から６２９５万円の寄附をいただいております。なお、この情報につきましては市のホームページで公表いたしております。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　個人版のふるさと納税と比べるとちょっと見劣りしてしまいますけれども、そもそもこの制度の違いや、地域再生計画に基づいた具体的な事業への寄附であるので、簡単に比較することは間違いだと思っています。とはいえ、この制度は市にとってはもちろんですけれども、企業にとっても大いにイメージアップにつながりますし、先ほども話しましたけれども、最大で９割の税控除が受けられるわけですから、これからもどんどん寄附していただけるよう企業が増えることを願っております。そのためには、個人版と同様に積極的にＰＲを行っていく必要があると思います。幸いにも経済部が所管していますから、本市に本社がなくても何かしら縁がある企業の情報もたくさんあるでしょうから、そういった企業にどんどん営業活動をするといいのではないかと思います。

　さて最後になりますけれども、今後の取組についてお聞きしたいと思いますけれども、ふるさと納税制度が全国的に認知され、年々増加傾向にある中で、例えば北海道であれば、北海道という知名度や、ホタテそれからイクラといった海産物で多くの寄附を集めている自治体があります。北海道のような地の利が飯塚市にはないのですけれども、それでも結果的には全国で１７位、県内では１位になることは本当にすごいことだと改めて認識をしているところです。

そこで、ふるさと納税は基本的には自治体間の競争でもありますので、飯塚市が寄附を集めたノウハウについてはお尋ねしにくいのですが、今後のふるさと納税の維持向上を図っていくための取組をどのように行っていくつもりなのか、答えられる範囲で結構ですので、ぜひお示しいただきたいというふうに思います。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　ふるさと納税につきましては、新型コロナの影響による巣ごもり需要の効果もありまして、現在のところ好調を維持できておりますが、先が見込めない点でもございます。寄附を募る詳細につきましての回答は控えさせていただきますが、大都市圏でのＰＲ活動やハンバーグに次ぐ魅力ある返礼品の開発などに取り組みまして、ふるさと納税の維持向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　もう最後にしますけれども、飯塚市のふるさと納税については、令和２年度が県内トップの寄附を集めて、既に令和３年度には前年度を上回る６５億円になっていますので、多分、令和３年度も県内１位であろうというふうに期待をしております。本市では名の知れた特産品があるというよりも、各事業者がハンバーグなどの「ふだん使い」を意識して、新たな商品を開発するとともに、本市のＰＲも大成功して、快進撃につながったのではないかというふうに思います。先ほどの答弁にもありましたが、本市の平成２０年度は寄附金が１９４万円にしかすぎませんでしたけれども、先進地などに刺激をされ、平成２８年度には、それまで１１商品しかなかった返礼品が５０商品に増加し、大手有名ポータルサイトの活用など見直しを行った結果、初めて１億円を突破し、令和２年度には平成２０年度の約２２５５倍となる４３億７６５３万円となりました。そのことで、県内６０市町村では１位、全国では１７位となっています。

なぜ飯塚市のふるさと納税額が急増したのか、一つは東京や大阪など大都市を中心としたＰＲ効果もあるというふうに思いますけれども、もう一つは市内の事業者が積極的に参入をして、商品開発など工夫を凝らしていることが主な要因であると、本日の答弁で理解できました。

今後もこのふるさと納税寄附額の維持向上を目指し、全国１位、僕は２位でもいいと思うのですけれど、とにかく上を目指して取り組んでいただくことをお願いするとともに、この返礼品の提供をしていただいている事業者の皆様が新たな商品開発に取り組むことができるような、一つはそういった補助制度の問題とか経済的支援も、ぜひ検討いただきたい。そして最終的には、地域経済の活性化につなげていただくことを最後にお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（坂平末雄）

暫時休憩いたします。

午後　１時４６分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。手話通訳を行いますので、質問者、答弁者におかれましては、ゆっくり、はっきりと発言していただきますよう配慮をお願いいたします。

　５番　金子加代議員に発言を許します。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　皆さんこんにちは、金子加代です。今回は１番目に、「飯塚市手話言語条例について」質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ではまず初めに、飯塚市手話言語条例制定後の施策の実施状況について、質問させていただきます。手話はコロナや災害情報、また、東京２０２０オリンピックやパラリンピックのテレビ放送などで通訳として私たちの目に触れることが多くなり、ここ数年の間に大変身近に感じられるようになってきました。

実際、２０１７年に初めて鳥取県で手話言語条例が制定されて以来、２０２２年５月現在で、３３道府県４１９区市町村が手話言語条例を制定しております。福岡県は残念ながら条例を制定しておりませんが、九州では福岡県、長崎県以外は全て条例を制定しております。飯塚市はと言いますと、直方市、朝倉市、そして田川市郡に続き、１１番目に手話言語条例を令和３年４月１日に制定し、１年２か月がたちました。聞こえないというだけで様々な差別を受けてきたろう者の方たちのことを考えると、感慨深い条例制定だと思います。

さて、この飯塚市手話言語条例の内容を見ますと、第７条には、施策の実施について３つ述べられております。「１．手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策」、「２．手話により情報を得る機会の拡大に関する施策」、「３．手話通訳者の派遣その他意思疎通の支援に関する施策」とあります。条例が制定されてから、この３つのそれぞれの施策の下に行われた事業内容について、お答えをお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策につきまして、手話言語啓発事業として、啓発パンフレット、ポスターの作成及び配布、市民向け手話講座、手話言語啓発講演会、市立図書館に手話の特設コーナーを設置、市報にミニ手話コーナーとして毎月２つから３つの言葉の手話を掲載しております。なお、条例制定前からの継続した取組といたしまして、職員に対する研修では、嘉麻市、桂川町と合同で職員に対する手話研修を実施、学校関係では、市内小学校に手話教室を開催しております。

　次に、手話により情報を得る機会の拡大に関する施策につきましては、手話奉仕員養成講座を実施しております。この講座により手話奉仕員の方を増やすことで、聴覚障がいのある方の生活のサポートを充実することができ、また、当講座の受講者の皆様がそれぞれの仕事や暮らしの中に手話で話す機会を持つことにより、手話による情報取得機会の拡大につながります。なお、この養成講座の基礎編を終了した手話奉仕員には、手話通訳者養成講座を受講するための手話検定２級のスキルアップ研修を手話関係者の下、実施しております。また、市長が動画での会見を行う際にも手話通訳をつけることとしております。

　次に、手話通訳者の派遣その他意思疎通支援事業につきましては、意思疎通支援者派遣事業を実施し、手話奉仕者、通訳者等の派遣を行うことで、聴覚障がいのある方の医療機関への受診や社会生活の支援などを行っております。

　これらの事業や施策につきましては、手話は言語であることの認識に基づき、手話言語普及啓発のため、飯塚市聴覚障害者協会、飯塚市手話の会の皆様と協力し事業を実施しております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　実際、広報いいづかに幾つかの手話が載っていて、やはりだんだん広がっているな、こういう手話もできたらなと思うようになる市民の方がたくさん増えているように感じます。また、手話言語条例に関するパンフレットやポスターのイラスト、そして全体構成も聴覚障害者協会、また手話の会の方と担当課で時間をかけて制作したということも聞いております。どこかに頼むのではなく、実際の当事者が作っていくという過程が大変大事だというふうに考えました。

では、条例を制定して１年、その成果はどのように考えておられますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　飯塚市手話言語条例制定の成果につきましては、条例の制定により、ろう者が自立した生活を営み、地域における社会参加を進めるため、手話により情報を得る権利を有するという基本理念と、市民や事業所等の皆様が手話言語に対する理解を深め、市の施策への協力をいただくという役割が明確にされたことで、条例制定後から現在まで、市の施策である市民向け手話講座やその他の普及啓発の取組に、多くの手話関係者並びに市民や事業所の皆様のご協力をいただいているところでございます。

　このように条例の制定により、飯塚市全体で手話が言語であるという認識の下で、お互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組めるようになってきたことが一番の成果であると考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この飯塚市手話言語条例の第７条第２項は特別なものだと私は感じました。施策の実施状況について、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者と意見交換し、互いに協議して検証するとあります。ほかの市町村の手話言語条例を見てもこのような文言はございません。このろう者、手話通訳者、その他の関係者が一緒に意見交換し、そして検証するということが大変重要だと思います。今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

　また、先月、５月２５日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。これは、障がい者による情報の取得や利用、意思疎通に関わる施策を総合的に推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報を取得できるように国や自治体が施策を進める責務について明記されております。また、障がいの種類や程度に応じて情報取得の手段を選択できるようになりました。これも、ろう者の方たちの何年にもわたる運動の結果だと聞いております。ますます障がいのある方への合理的配慮をしっかりする体制づくりが求められております。

飯塚市手話言語条例第６条に、事業者の役割が述べられております。昨年６月の障害者差別解消法の改正で、障がいのある人への合理的配慮の提供は３年以内、つまり、あと２年後までに民間事業者も法的義務が加えられます。どのように周知啓発していくのか、そのお考えを聞かせてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　市内の事業所への周知・啓発につきましては、令和４年度の普及啓発事業におきまして、事業所向け手話講座を計画し、実施する予定としております。また、事業所向けのパンフレットの作成を行い、市内事業所へ積極的な啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ぜひ、積極的な説明をお願いします。そこで、事業所の啓発として提案したいのが手話コミュニケーションボードというものです。ろう者がよく使うコンビニ、駅、銀行、ショッピングセンター、そして病院や美容室の方とコミュニケーションがとれるように、指さしのポップを作成し、自治体のホームページからそれをダウンロードするようにできているものです。実際に行っている自治体があって、私もダウンロードして使って、それをろう者の方にお示ししました。そうしたら、これは大変便利だというふうに言われましたので、早急にはいかないかもしれませんけれど、ぜひ飯塚市での物ができたらと思っています。何らかの形で取り組みたいと思っていますので、ご検討よろしくお願いいたします。

　そしてもう一つ、よくろう者の方とお話ししますと、今はいいんだ、今は地域で自分たちは暮らしていける。だけれども、いずれ高齢者施設を利用したり、入所したりすることがあると思う。そのときに手話が使えない、コミュニケーションがとれないとなると、施設の支援スタッフの方とはもちろん、周りの方とも話ができない、コミュニケーションがとれない、孤独になるのではないかといつも不安になると言われておりました。ぜひ、高齢者施設の事業所との連携を深めて、誰一人取り残さない飯塚市にしていただけたらと思っております。

　それでは、現在の飯塚市の意思疎通支援者派遣事業についてお尋ねいたします。現在、意思疎通派遣支援者事業は、サン・アビリティーズいいづかで指定管理を受けております障害児者団体協議会のほうで事業を受けていただいておりますけれど、派遣に係る手当について教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　飯塚市意思疎通支援者派遣事業の派遣に係る手当につきまして、支援内容によって区分されており、派遣１件当たり、通院等の日常的な支援では２時間まで２千円、２時間を超える場合は３千円、免許等更新等の高度な支援では２時間までが４千円、２時間を超える場合は６千円、裁判等専門的な支援では２時間まで６千円、２時間を超える場合は９千円となっております。また、午前５時から午前８時半、午後５時から午後１０時までは、それぞれ割増しの手当が支払われております。なお、交通費につきましては、市内の派遣では手当額に含まれており、市外の派遣では公共交通機関を利用した場合は実費相当額、自家用車の場合は１キロメートル当たり２０円、駐車場料金は実費を加算して、お支払いいたしております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　すみません、改めて質問ですけれども、市外の派遣では公共交通機関を利用した場合は実費相当額、自家用車の場合は１キロメートル当たり２０円ということですけれど、市内派遣の場合はどういうふうになっておりますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　市内の派遣の場合は、手当額にそれが含まれております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　２時間以内ということであれば、２時間ぎりぎりでも、３０分でも、２千円ということになるのでしょうか。もう一度、確認したいと思います。お答えお願いします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今言われた答弁で、２千円で２時間、交通費がない。かなりの技術もあるのに２千円ということに対してどう考えるのか、私はすごく思います。もうちょっと後でお話ししますけれど、ちょっと先に進みます。

　手話を使うこの手話奉仕員、通訳者、通訳士になるための方法や、それまでに必要な期間、そして費用について教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　手話奉仕員、通訳者、通訳士になるための方法としまして、手話奉仕員につきましては、１年間の手話奉仕員養成講座を修了することでなることができます。通訳者、通訳士につきましては、必要な講座の受講と資格認定試験への合格が必要となり、一般的には５年程度の期間が必要となると考えられております。費用につきましては、必ず必要な費用では資格認定試験の受験料で、手話通訳者になるための受験料は５千円、手話通訳士は２万１６００円が必要となります。また、講座の受講や試験受験のための交通費等が別途必要になることとなります。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、この手話通訳者になるには講座を受けなくてはいけない。私が聞いたところによりますと、春日市のクローバープラザに毎週、２年間通わなくてはいけないということです、毎週。

　私の知り合いの手話通訳者は大変高度な技術を持っている方なのですけれど、その人は５年ではなく１０年かかったと言われていました。毎週通うのが難しくて、そして１０年かかったと言われていました。本当になかなかできることではありません。

　通訳者の令和元年の福岡県の受験者数は３６名、それに対して合格者は６名でした。令和２年は３１名に対して５名。大変難しい試験です。そこを私たちは、もしかしたら、手話をされる方の善意に、大変失礼な言い方かもしれないけれども、甘えているのかもしれないな、もし、ほかの言語だったらどうだったのでしょうか。大変苦しくなります。

　では、現在登録している手話奉仕員、通訳者、通訳士の飯塚市の人数、年代、そして男女比を教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　現在の支援者の登録人数でございますが、手話奉仕員１１名、通訳者６名、通訳士１名、計１８名の登録となっております。年代別では、３０代が３名、４０代が３名、５０代が３名、６０代が５名、７０代が４名、男女比につきましては、男性が５名、女性が１３名となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　年代別で見てみると、３０代から７０代、そんなに大きく変わらないような感じがするんです。だけれどもよく見てみると、この７０代の４名の内３名が通訳者なんです。手話奉仕員ではありません。すごく時間がかかっている人が６名中３名もいらっしゃる。そして、その方たちがもう７０代だ。大変この高齢化というのは深刻な問題です。では、この３０代、４０代、５０代の人がなれるのではないかというふうに考えられると思うんです。しかし、今の社会情勢がそうはさせない。女性も男性も働いているんです。この男性５名、女性１３名の裏には、残念ながら、女性はたくさん時間がある。だから、ケア的な労働ボランティアに関われたというふうに、私の知り合いの手話奉仕員の若い男性が申していました。自分たちもなりたいんだ。だけれども、大変時間がかかることなんだ。だから、一生懸命頑張らなくてはいけない。手話を必要とする人が困るから頑張らなくてはいけない。だけれども苦しいというふうに、切実に私に話してくれました。

　では、手話に関する講座は主催が飯塚市、飯塚市社会福祉協議会、そして飯塚市聴覚障害者協会などありますが、市内でどのようなものがあるのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　市内で行われている手話に関する講座につきましては、飯塚市主催のものでは、手話奉仕員養成講座、市民向け手話講座、スキルアップ研修講座、飯塚市教育委員会主催では、市内小学校で実施する小学生を対象とした手話教室があり、その他飯塚市手話の会が市内各所で開催する手話サークル、飯塚市聴覚障害者協会が開催します手話関連資格取得のための専門研修であるスキルアップ研修等がございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　手話をする人たちを応援する、通訳者を応援するのは、やはりこういう講座がたくさんあって、話す機会を多く持つというのは大変大事な取組だと思います。ろうの方にとって、この手話奉仕員というのはもちろんなんですけれども、込み入った生活の困り事、先ほどの免許の更新とか、ちょっと込み入ったことは手話通訳者、そしてまた通訳士の存在が必要になってきます。今後、市としてこの手話通訳者を育成するために、どのような方針で取り組まれているのか教えてください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　手話通訳者の育成につきましては、今後も意思疎通支援者派遣事業を継続していく上での課題の一つでもございます。この事業を充実させるためにも、聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者に対する施策は重要であると考えております。市としましては、まず手話通訳者育成の基礎となる手話奉仕員養成講座を今後も継続して実施し、より多くの方に手話に関心を持っていただき、修了生を増やしていくことが非常に大切だと考えております。この段階では資格がありませんが、手話通訳の奉仕員として、市の意思疎通支援者派遣事業に携わることができます。市としてはろう者との継続した交流の中で、講座で学ぶ以外の知識や技術を取得していただくことも非常に重要でありますことから、手話奉仕員養成講座を修了した後に市内手話の会などに加入していただけるよう、手話の会とも協力してまいりたいと考えております。

　また、資格試験を受験するまでには、非常に長い期間、継続した学習を行わなければならず、ご本人も非常に努力が必要になってまいります。市としましては、手話通訳者を目指す方々を支えるために手話検定２級のスキルアップ研修を実施しておりますが、その他の必要な取組につきましても、今後も関係団体等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ろうの方というのは、本当に今まで手話を使うことさえ禁じられていた。そんな時代があったそうです。学校に行っても勉強ができない。学校に行っても、理容とか、縫うこととか、そういう高校生活を送ってきた。

　そして、手話の人と話すとよく分かるのですけれども、ずっと目を見て話すんです。だから、書くことが本当に難しいんです。私たちは聞きながら書ける、人の目を見なくても書けるんです。だけれど、手話の方たちは見ていないと分からないんです。だからこそ、字を書くことというのが、私たちが想像している以上に本当に難しい。リレーサービスやファクス１１９に代えることは簡単です。だけれども、それを拒む人がいる。私もこの前、手話でしゃべる方に、ファクス１１９を利用したらどうですかと、私も言いました。そのときの彼女の落胆した顔を、私はやはり忘れられません。また言われたかという顔です。

私たちはもっと当事者に寄り添って、何で嫌がるのか、何でできないのかということを本当に想像しなくてはいけない。簡単に自分たちができることを相手もできるというふうに思ってはいけない。手話は日本語と同じように感じます。しかし、別の言語です。文法も違う、表現も違います。だからこそ、彼ら、彼女たちの文化や言語を尊重して、私たちは共生社会をつくっていかなければならないと思っています。

　私は今年４月から手話奉仕員入門講座を受講しました。それで少しずつですが手話ができるようになりました。参加者の皆さんは年齢も職業も全く違います。でも、その方たちの明るさややっていこうというその積極性に私は心を打たれます。その中には難聴の方もいらっしゃいます。でもここに来て、ようやく自分が難聴だということが言えるようになったと言われておりました。

ぜひ、手話の方、支援が必要な方たちに私たちが近づいて、何が必要なのかしっかり考えなくてはいけない。そして、共生社会の実現と簡単に言いますけれども、この共生というのは、共に生きるということをそれぞれがいつも感じられる社会、自分は共に生きる仲間がいるんだ、この飯塚市にいるんだと思うことこそが共生社会ではないでしょうか。

　では最後に、市長、今後の手話言語条例の取組に関して一言お願いいたします。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　本市でも手話言語条例を制定することができ、それに関連する取組が少しずつ進んできていると、まず認識をしています。しかしながら、今日の質問議員と担当部長とのやり取りをお聞きし、まだまだこれから克服していくべき課題があるということも認識することができました。

飯塚市は子どもたちにも、高齢の方にも、障がいをお持ちの方にも、外国の方にも、優しく温かい、共生社会のまちをつくると決めています。飯塚国際車いすテニス大会をシンボルとして、市民のそのようなまちづくりへの意識啓発も毎年毎年重ねたいと思っておりますし、新体育館もバリアフリーのものとして来年春には完成いたしますし、飯塚駅及びその周辺開発につきましても、バリアフリーのエリアにできるように担当部署のほうで計画を作ってくれているところでありますが、今日のやり取りをお聞きしまして、身体障がいの問題だけでなく、様々な障がいがあり、それぞれに対してどう理解をし、取り組んでいくかを考える必要があるということも認識することができました。今後とも一緒にいいまちをつくっていきましょう。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ありがとうございます。一緒に、本当に温かい共生社会のまちをつくっていきたいと思っています。

　では次に、「市立図書館との連携について」質問させていただきます。まずは市立図書館の利用の現状についてお聞きいたします。本市の第２次総合計画の中では、生涯学習の振興が掲げられており、その施策の方針として、「いつでも　どこでも　だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進しますと明記されています。市民の価値観や生活様式が多様化した今、生涯学習施設として、図書館の役目は非常に大きいものと考えております。

そこで今回は、図書館について質問いたします。コロナ禍で図書館は休館した時期もありましたが、令和元年度、令和２年度、令和３年度の飯塚市全体の図書館来館者数、図書館貸出冊数はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市には飯塚図書館、筑穂図書館、庄内図書館、穂波図書館、頴田図書館の５館があり、全体の年度別の図書館来館者数と図書貸出冊数は、２０１９年度、令和元年度が来館者数３５万６０７６人、貸出冊数５９万７６７６冊、２０２０年度、令和２年度が来館者数２５万１５３３人、貸出冊数４７万５４９２冊、２０２１年度、令和３年度が来館者数２４万８８９６人、貸出冊数４９万４３８冊となっております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　貸出冊数は１０万冊が減ったようですが、何より来館者数が３５万人から２４万人、１０万人減ったということは、かなり大きな数だと思っています。令和２年度は２９％の減、令和３年度は３０％の減が来館者数で見られ、貸出冊数も２０％の減だということが分かります。コロナの影響も大いに考えられると思いますけれども、ほかに減少した理由は何でしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　図書館利用の減少は本市のみならず、日本図書館協会の全国公共図書館集計の結果から、全国的に他の自治体においても同様の状況でございます。ご質問の来館者また貸出冊数の減少の要因としましては、いわゆるパソコン、スマートフォン、タブレットなどの普及により、図書館へ足を運ばなくてもインターネットで手軽に情報を得られるようになったこと、また、同じくインターネットで電子書籍の利用が増えていること、また、少子高齢化や人口減少、若者の活字離れ、個人の価値観の変化に伴う余暇の過ごし方の多様化など、様々な要因があろうかと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、いろいろな原因があるとしても、やはりまずはこの減少に歯止めをかけるということが必要だと思いますけれど、その具体的な取組は、もしされているようなことがあれば教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和２年度から令和４年度における新たな取組でお答えしますと、これまで図書館資料のインターネット予約は、貸出中の図書資料のみの予約としておりましたが、令和３年度から市立図書館で所蔵している図書資料をインターネット検索からご自分で予約ができるように運用しております。

　次に、図書館を使った調べる学習コンクールに伴うサポート教室、出前授業の実施に取り組んでおります。

　また、ＳＮＳを活用した図書館情報の発信の取組では、令和２年４月にツイッター「ぼたぼんのつぶやき」、令和４年４月にインスタグラムを開設しております。

　そのほかには、庄内図書館では令和３年度から「ぼたぼんベイビーズバッグ・赤ちゃん向け絵本の３セット貸出し」、また飯塚図書館では本年度からブックスタートフォローアップ事業、「絵本といっしょ０１２」の再開を行っています。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　先ほど言われた庄内図書館、飯塚図書館は、指定管理者の株式会社図書館流通センターが受託しており、そのほかには筑穂が受託していますよね。そして、穂波と頴田図書館は直営で運営しています。どんな事業計画をされているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　図書館の事業計画でございますが、毎年１０月に各館の責任者が次年度の事業計画を取りまとめたものを協議し、計画の立案をしております。事業計画の立案は、１つ目に市民密着・地域貢献、２つ目に図書館機能の充実、３つ目に図書館サービスの質を担保する人材育成、以上３点を柱に事業計画を作成・立案し、市立図書館５館の一体的運営を図り、指定管理館３館と直営館２館が連携・協力して業務運営を行っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今、答弁をいただいたのは事業計画の柱ですよね。では、この柱である１つ目、市民密着・地域貢献について、具体的に事例を挙げてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　具体的な事例といたしましては、保育課が所管する子育て支援センターとの合同育児講座の開催、また令和４年度からは、子育て支援課と連携し、赤ちゃんすくすく元気訪問でのブックスタートパックの配布等が挙げられます。また、学校教育課、教育総務課と連携し、小中学校への団体貸出しや特別貸出し、サイエンスモールｉｎ飯塚、図書館を使った調べる学習コンクール、小学校１年生向け図書館利用案内などに取り組んでおり、こういった取組を通じて、子どもたちによる読書活動がますます充実したものとなるよう、今後も積極的に関係課と連携を取り、事業の推進に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今、この１つ目の市民密着・地域貢献に関しては、保育課、そして学校教育課、教育総務課を主に話していただきましたが、ほかにも関係各課や関係機関と連携しているような事例がございましたら教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　その他関係課と連携する取組としましては、環境整備課におきまして、エコスタいいづか環境教育推進大会開催時の図書館ブースの出展、また、社会・障がい者福祉課における、みんなの健康・福祉のつどい開催時の朗読ＣＤ、マルチメディアデイジーの視聴、健康・がん情報関連と福祉展示資料、大型活字本などの出展を行っております。また、コミセンまつりにおきましては、バリアフリー上映会の開催や障がい者就労移行支援での図書館業務の実習、文化課におきましては、郷土学講座や遠賀川古代史事業での図書館利用の促進を図る取組の実施、健幸保健課におきましては、がん相談支援センターと連携し、がんに関する情報を生活の中でもっと身近に感じられるような環境づくりに対する情報交換の取組、こういったものが挙げられます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　そのほか多くの図書館に行きますと、企画展示というのを行っております。そのときに、特に企画展示に関してはどんな取組をしているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　企画展示としましては、行政課題をテーマとした取組として、市の行う各種強化月間や新たな条例施行などに併せて、市民の皆様に広く、また、より深く理解していただくため、時節を逃さず、効果的に関係図書等の企画展示を行っております。一例を挙げますと、健幸保健課関連の自殺対策強化月間におきましては、「命をつなげる」、「まわりの声に耳を傾けてみませんか」をテーマに取組を行い、防災安全課関連では、３．１１東日本大震災に合わせて、「災害に備えて」をテーマに企画展示を行っております。また、社会・障がい者福祉課関連では、令和３年４月に飯塚市手話言語条例が施行されたことから、「手話で話そう」をテーマに図書の企画展を行っております。ほかにも各課の行政課題をテーマとした多様な取組を行っており、各課の行政課題等を図書館も一体となって市民の皆様にお伝えしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今言われたものは、私も時々図書館に行くのですけれど、確かにやっております。それで図書館の方に、これはどういうふうにして企画されたのですかと尋ねました。そうしたら、実は図書館の方がこう言ったのです。自分たちはたくさんの本を読んでいるな、子育てのことを知りたいのだろうなという貸出冊数から考えて、この子育てのことを展示しました。あるいは、飯塚市のホームページを見て、飯塚市は今これに取り組んでいるのだから、自分たちは、ではこれやってみようと言ってやっているということも言われました。

それは、でも全てではない。確かに、先ほど言われていました手話言語条例の掲示に関しては、市から言われたから一緒にやりました。がんについての情報も確かにずっときちんとしてあります。だけれども、残念なことにたくさん事例が、ほかにもいろいろあります。行ってみたらこんなこともやっているのだという、本当に飯塚市が頑張っているようなことが確かにある。でも、それは委託された図書館流通センターの方が独自で勉強されてやっていたということでした。

それで私に、私たちの勉強の仕方が足りないから、もっと市に聞いていかなくてはいけないと思っていたのですと言われました。本当にそうなのでしょうか。もっと連携をすれば、そんな声が出ないのではないか。もともと委託され、指定管理を取ったときに、もっと連携できるような体制をとっていれば、そんなことはなく、もっと市民の方たちにこの飯塚市が考えていることをアピールする場になったのではないかと思っています。

そこで、担当課の生涯学習課と現在の図書館の指定管理を受けている株式会社図書館流通センターはどのように連携を図っているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　指定管理業務連絡調整会議というものを毎月１回開催いたしまして、前月の図書館業務報告を受け、ブックスタート事業やサイエンスモールなどの各種事業や、施設設備の維持補修などの連絡・調整と意見交換を行っているところでございます。また、図書館ごとに施設維持補修等に係る打合せ会議や、図書資料の選定会議を開催するとともに、図書館運営協議会では図書館の利用状況や業務報告、事業計画などについて情報共有を図り、事業運営をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　だけれど、やはりもう少し丁寧な話合いが必要なのではないかと思います。確かにブックスタートやサイエンスモールはしっかりとした事業だと思いますが、ほかの関係課とも、もう少し丁寧な連携が図れれば、もっと市民の方たちに施策が伝わるのではないかと考えております。

では、この指定管理３館、そして直営館２館がございますが、どのように連携・協力して事業運営を行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　指定管理３館と直営館２館は図書館スタッフ会議、図書館ミーティング、ボランティア会議を開催いたしまして、共通して取り組む事業や、図書館ボランティアとの交流、図書館資料の選定などの連携・協力を図り、円滑な事業運営に取り組んでいるところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私もこの質問をするに当たり、この２館のほうに行かせていただきましたが、残念ながら、連携というところでは、私は感じることができませんでした。

それで、交流センター、子育て支援センターにも行ったのですけれど、そうしたら、たくさんの本が並んであった。そして、その方たちにどんなふうに本を紹介していますかと言ったら、私は大変ちょっと残念だったのですけれど、ここには本を紹介して、ここに来てもらって借りることもできる、そして子育て支援センターを利用されている方に、どの本がいいですか、どこの図書館がいいですかと言われたときには、飯塚市は残念ながら子どもたちが行くところがない、近くの「ふくちのち」を案内しているということを聞きました。

大変残念だなと思いまして、それで私もその「ふくちのち」に行ってまいりました。確かに本の並び方から空間づくりから大変工夫してある。また、行橋市の「ビブリオ」も大変工夫してある。階によって、とてもざわざわしても遊んでいてもいいような空間から、しっかり勉強できる空間までしっかりある。本当にいつ来てもいい、来てくださいという体制をすごく感じることができました。今後、いろいろな工夫が必要だと思います。

今後、飯塚市は生涯学習の施設として、どんな図書館をつくっていきたいのか、市の考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　いろいろ今ご指摘を受けた中で、今後の図書館の在り方としましては、やはりアフターコロナの中で、より利用しやすい図書館、また中の事業につきましても、より密接な連携を関係各課、また団体のほうと取りながら、本市が定める教育施策の大綱、また教育施策要綱に掲げます図書活動の推進を図り、図書館利用の充実につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、すみません、教育長の図書館に対する考えをお聞かせ願います。

○議長（秀村長利）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　今日は市立図書館について、そしてまた内部での連携についてお話をいただきました。今、教育部長がご答弁を申し上げましたけれども、やはり大切な学習や情報の拠点としての図書館という位置づけ、役割がございます。そういう意味で、図書館本来の機能とともに、ご質問の中にも市の行政課題の啓発や解決を図る場でもありますし、また、主体的に住民の方が地域課題について情報収集したりする場でもあろうと思います。そういう意味で、今日のご質問の中で、私どもが社会教育、生涯学習分野で掲げております「いつでも　どこでも　だれでも学べる環境づくり」というのを目標に掲げておりますので、それに近づけるように、今後ともしっかり充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　教育長、ありがとうございました。本市は第３次飯塚市子ども読書活動推進計画を令和４年３月に策定されております。また、令和５年からの図書館の指定管理を今、公募されております。本当にいい機会だと思っています。どんなふうに図書館を運営していくのか、しっかりと考えた上で、指定管理の方と話していく必要があると思いますし、いい機会になっていくと思いますので、図書館が生涯学習の拠点となるよう要望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時５３分　休憩

午後　３時１０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。１２番　江口　徹議員に発言を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　通告のように、新型コロナウイルス感染症に関して、そしてまた、シェアリングエコノミーについてお聞きしたいとは思っておりますが、もしかしたら、２本目はたどり着かないかもしれません。その点ご容赦ください。

　まずは、「新型コロナウイルス感染症対策について」お聞きいたします。新型コロナウイルス感染症、大分収まってきたと思っております。現状の認識についてお伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和２年１月に国内で初めて陽性者が発生して以来、今日まで感染症対策が長期にわたる中で、治療方法の確立とワクチンの効果、国民の中でマスク着用・手指消毒・３密の回避など、新しい生活様式が浸透していることで、徐々にではございますが、市民生活への影響は収まってきております。一方で、５月下旬からマスクの着用について政府は新たな方針を出すなど、現在のコロナウイルスの病原性及び感染力を判断し、適切な対策へ切り替えてきております。本市におきましても、国や県の方針に基づき、感染対策を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　そのコロナへの対応なんですが、ホームページを見ると、対策本部会議については開催されていないように思います。それでは、市の対応はどのようになっているのか、また庁内での情報共有等々についてはどのようになっているのか、ご案内ください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　法に基づく市町村対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３４条第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置し、宣言が解除されたときには廃止するとなっております。したがいまして、本市の現時点での体制は対策本部から警戒室に切り替えております。本市の対策といたしましては、国や県の対策方針に基づき行うとしておりますので、現時点では５月３１日に県から発出されました福岡コロナ警報の解除と今後の対応についてを周知し、今後の対策についてはこの県の方針に基づき行うようにしております。このように方針が出たときには、掲示板やメール等、そういったもので全庁的な情報の共有を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　昨年９月議会でもこのコロナに対して取り上げました。その中で、専門家の知見の活用についてお聞きしました。そのときには、図書館等公共施設を閉める、閉めないのときにきちんと聞くべきだというお話をさせていただきました。そのときの答弁では、施設を閉めるときには相談していないんだけれど、平常時に相談をしていきたいと。アドバイザーの有効活用は大切なことであり、積極的に今後させていただきたいと言われていました。９月以降、専門家の知見の活用についてはどのようにやっておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　アドバイザーの活用についてでございますが、本市では昨年１０月から、ワクチン接種の効果もあり、急激に感染者が減少しております。１０月は６人、１１月には１人という状況でございました。しかしながら、イギリスで流行したデルタ株は感染力が非常に強いとの報道もございまして、いずれ飯塚市でも感染が広がる可能性が強いとの判断で、屋外の公園を含む公共施設の感染防止対策の徹底方策について、９月の段階で対策本部において協議決定いたしております。この感染対策を検討する際には、アドバイザー会議は開いておりませんが、感染症専門の医師でありますアドバイザーの先生にご助言をいただきながら作成いたしております。また、見直しをする際にも、相談をさせていただいているところでございます。

その後は、感染力は強いが重症化率は低い、デルタ、オミクロン株の特性を考慮し、経済活動の再開を視野に入れた感染症対策の基本方針を国や県が示してきましたので、本市といたしましてはその方針に基づき、感染症対策を実施することといたしております。そのようなこともあり、３月にも一般質問でアドバイザーの活用の質問がございましたが、その際にはアドバイザー会議を開く予定はございませんと答弁いたしておりました。

しかしながら、また、国や県の基本方針に沿った中で、本市がよりきめ細やかな感染対策をいろいろと講じておりますので、今後その対策の必要性について、アドバイザーの意見をお聞きする準備を今進めているところでございます。またその方針が決まりましたら、お知らせをする予定でございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　９月の質問のときには、平常時にちゃんと聞くとお話しをされたんですね。そこが大切だと思うのです。日常的にきちんと聞いている中で、言われるように会議まで開く必要はないと思います。電話であったりとか、それこそＺｏｏｍの会議とかでも結構です。短いやり取りでいいので、定期的にお話、打合せをした上で、国とか県の基本方針についても、地域の実情に応じてとなっているわけですよね。飯塚市として、このような状況なのでこうしたいと考えているんだけれどどうかというアドバイスをいただいておくべきだと考えています。

　市民生活への影響と対策についてお聞きいたします。市民の方々が、これはどうしようかなと思いながら、市のホームページを見るわけです。市のホームページを見ると、コロナウイルスの中で「市民の皆様へ」というページがあるのだけれど、なかなかこの中身が分かりづらいわけです。

例えば、自治会の活動です。公民館を使いたいと思うのだけれど、うちの自治会は使っては駄目と言われていると、これは本当にいいのかと思ってホームページを見ても、何かよく分からない。マスクについて政府の方針が変わったのだけれど、市はどうなんだろうと思って見るのだけれど、それもいま一つ分からない。また、これちょっと間違っているのではないかという記載とかも見られたりするわけです。

それで、特に厳しくなるときに関しては、ホームページとかはどんどん更新されるんですよ。ところが、逆に緩くなってくるというか、だんだんだんだん収まってきたときに関しては、その対応がやはり遅いんですよね。今回のマスクの政府方針が変わったことなんかは、まさにそうだと思うのだけれど、まずは正しい情報を、市民の皆様方が欲しいと思われているような情報を、きちんとお届けすることと思っているんです。その点に関して、どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

正しく恐れるためにも、正しい情報をきちんと伝えるべきではないのかということのご指摘でございます。まさしくそのとおりだと思っております。今回のマスクの件につきましても、福岡県のコロナ警報の解除のお知らせの中で紹介しておりますが、マスクだけを切り抜いて情報は提供を行っておりませんので、今後ちょっと改善を検討させていただきたいと思います。

それと申し訳ございません。質問の中で、厳しくするときは積極的に広報するけれど、緩和するときには動きが遅いように思えるという、この考え方はある意味で、感染症対策の基本的な手法なのです。流行したときはドーンと一気にやらないと広がってしまう。ただ、感染が収まりかけたときに一気に緩めると、また感染が再燃するというのがございますので、この辺は申し訳ございませんが、考え方としてはこういう考え方であるということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今お話をしたのは、緩和するときは、マスクとかでも国に合わせて市の方針が変わっているわけでしょう。そうしたら、それをきちんとその変わった時点で伝えましょうということなのです。どんどん、バーっと緩めるという形ではなくて、変えたことをきちんとその時点で正しく伝えましょうということです。その点は誤解のなきようお願いいたします。

　それで、そのマスクの部分に関しては、改めてどのように変わったのか、その点お聞かせいただけますか。また、それを今は載っていないような気がするのです。一部載っているという話だったのですけれど、その辺りどのようにお伝えされるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほどもご紹介いたしましたけれど、マスクの分につきましては、これは例えば、ちょっと全てということは説明が難しいのですけれども、屋外であれば、距離が確保できるときはマスクは必要ありません。会話をするときであろうと、会話をほとんど行わないときでもマスクは必要ありません。必要なときは、距離の確保ができないときに会話をする場合は、マスク着用を推奨いたします。距離の確保ができない、それでも会話をほとんど行わない場合は、マスクの必要はございませんというようなことでございます。

それから、屋内ですけれども、距離が確保できるときに会話をする場合は、マスクの着用は推奨します。会話をほとんど行わないときはマスクは必要ありません。目安としては、２メートル以上の確保ができているときということになります。それから、距離の確保ができていないときに会話をするときはマスク着用の推奨、会話をほとんど行わないときもマスク着用推奨というような形で、マスクの着用については緩和をされてきているということでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、その部分を分かりやすく、そして早くお伝えしていただきたいと思っています。そしてまた、このマスクについては、今言われましたようにマスクの着用の推奨です。義務づけではないことには十分注意すべきだと思っています。マスクをできない方々もおられます。そういった方々への配慮等、また後でも触れますが、市としてもしっかりやっていただきたいと思います。

　次に、このコロナになって、高齢者の行動が変わってきたというお話がございます。外出減等々について、何らかの数字がございましたらご案内ください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　高齢者の外出につきましては、歩行によって身体機能を高め、外出先で人とのコミュニケーションを取ることで認知症予防につながり、介護予防やフレイル予防にも貢献するとされておりますが、コロナ禍における高齢者の行動変容、外出減少の長期化により、身体機能の悪化や認知症の発症、フレイルや要介護状態への移行リスクが上昇することが懸念されております。高齢者の外出傾向の減少につきましては、介護施設からの外出制限、電話や窓口業務で接する高齢者との会話からうかがえる外出を避ける傾向、また、介護保険の認定調査員の訪問を回避し、更新期限の延長を希望する高齢者の増加などから、外出機会の減少をうかがい知ることができますが、飯塚市内の具体的な割合となりますと、詳細な調査を行っておりませんので、その数字は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　報道とかでいうとやはり減ってきて、筋肉も落ちてくるという話でございます。どちらのリスクを優先するのかというのは、やはりしっかり考えなくてはならないのかなと思っています。

　高齢者を含め、市民の皆様方の外出等々の場の一つとなるのが交流センター等でございます。交流センターの使用制限についてはどのようになっているのか、また、使用状況がどのぐらい減ったのかについて、つかんでおられましたらご案内ください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の交流センターの使用につきましては、緊急事態宣言下では、一時的に全面的な使用を制限している時期もございました。また、福岡県コロナ警報が解除されるまでは、定員の２分の１を超えない範囲で使用制限をしてきたこともございまして、平成３０年を基準とした場合、令和２年度では約６割の減少、令和３年度では約４割の減少となっております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　かなり減っているのですね。その減っている中でも特に調理室について、使えないのだという話を、以前聞いたことがございます。現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども紹介いたしました本部会議決定事項でございます公共施設の感染防止対策の徹底方針にて、昨年１１月１日より、調理実習室での飲食は黙食とし、食後の講評や意見交換時はマスクを着用していただくようにお願いをいたしております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　変わっているのですね。では、その変わった部分に関してどのように周知されているのか、ご案内いただけますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交流センターを含め市民利用型の施設の感染防止対策につきましては、対策本部で決定後、コロナ対策室から各課に通知し、施設管理課において利用者に周知するようにいたしております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　使っている方々で、それがやはり伝わっていない方々がおられるのだと思うのです。ぜひ、積極的にお伝えしていただきたいと思います。

　では、その交流センターなどの公共施設については、今市民が使う場合、減免があっているんですね。その減免について、その目的と具体的な手続がどうなっているのか、ご案内いただけますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、公の施設の使用料の減免についての規則を制定いたしまして、減免申請を受けております。減免を受けることの意思確認のためにも申請行為が必要であると考えております。ただし、簡便な手続が必要ですので、例えば交流センターのように、利用申請と減免申請が一つの様式になっていないような施設であっても、同時に手続をしていただくようにしております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　４月だったか５月だったか、あるところに行って借りようとしました。そうすると、市民の方なんです、減免になるので申請してくださいと言われたのです。そしてまた、下のほうに名前等々を書いて、印鑑をくださいと言われたのです。残念ながら、そのときは印鑑を持っていなかったのです。ないですと言ったら、ではこれはできないですというご案内でした。それで、考えるのだけれど、駄目だったのです。現実はできなかったのです。

それで、考えるのだけれど、目的を考えて、そして市民全体、市民の方、皆さん方に等しくやるわけでしょう。考えたら、これは減免申請が要るのですかということなんです。減免申請をなくせば、ある意味、窓口の方々も助かるわけです。

今、窓口の方々は申請の住所等を見て、市民ですね、すみません、減免ができますので、こちらにもお名前を書いていただいて、印鑑を押していただけますかというご案内をしなくてはいけない。片一方で、受けるほうも受けるほうで、そんなことがあるのと言いながら、ありがたいから書こうと思うのだけれど、印鑑を持っていなかったらアウトなんです。

それで、この手続が要りますかと先ほど言いましたよね。では無くせばいいのではないかと思うんです。無くせないのかと。申請行為だから必要と言うのだけれど、例えば飯塚市の中でも、児童クラブ利用料についてはホームページにこのようにございます。兄弟減免以外は減免申請をする必要がありますとあるのです。規則を読むと、減免の申請、規則の第８条では、条例第６条の規定により利用料の減免を受けようとする者は、減免申請書に理由を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第１項第４号に該当するものについては、申請を免除することができる。免除することができるということは、これは市側、市長サイドで免除すると決めているわけですね。だから、ホームページのほうでは、兄弟減免以外は減免申請をする必要があります。逆に言うと、兄弟減免の減免申請は要りませんと書いているのです。それで、これは規則を変えればできるんだと思うわけですが、法制担当の総務部長、規則を変えれば減免申請は不要とできるかと思いますが、いかがですか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ただいま質問議員から児童クラブの例を参考にご質問いただきましたけれども、いわゆる行政処分につきましては申請に基づいて行われるものでございますので、申請自体をなくすような形での規則改正等による対応については好ましくないものというふうに考えておりますし、市の条例規則については、申請に基づく行政処分という考えの下で構成されておりますので、その点については、議員のご提案については適正なものではないというふうに、市としては考えております。

ただし、利用者の利便性を図る簡素化でありますとか効率化については、規則の中で、例えば、様式を工夫するであるとか、あるいは、そもそも申込み申請を減免申請とみなす行為を行政のほうで行うとかいったことで工夫ができますので、その点についてはそのような対応ができるものと考えております。

なお、児童クラブの例につきましては、確かに兄弟減免については申請の免除をうたっておりますけれども、これにつきましては、そもそも利用申込みの際に、兄弟減免を受ける方につきましては、ご兄弟の方がその施設を利用しているということを書く欄がございまして、そこにチェックをするようにしております。このチェックをされた行為を市のほうで減免申請とみなしていることから、申請が不要ということで運用をいたしているものでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　不適当というふうな形なんですけれど、いろいろなのがあります。それこそ先ほど、みなす、行為をみなすという話がありましたよね。では、行為をみなすというふうな形で、現実的に減免申請を不要にはできませんか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほども答弁させていただきましたが、みなすことで申請自体の省略化をするということは可能でございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　妥協ではありますが、それでは今、みなしをすることで可能であるという話がございました。とすれば、そのみなしをすることで窓口の負担軽減、申請者の負担軽減、双方が可能となりますが、業務改善担当は行政経営部になります。業務改善の一環として、速やかにこれをやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　業務改善ということでございますが、事務の手順を入れ替えたり、無駄な手順を省略するなどのほか、様式を変更したり、デジタル化するなど、様々な視点の取組が必要になろうと考えております。特に市民や事業者の皆様に直接関係する行政手続等で、利便性の向上や効率化につながるものにつきましては、法令や運用における課題を解決した上で、業務の改善・見直しに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それで、このケースについては積極的にやっていただけますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　繰り返しになりますけれども、利便性の向上につながるということですが、法令、運用における課題を解決した上でございましたら、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　隣で総務部長が、みなしでできるということでございました。早急にやっていただけるようにお願いしておきます。

　自治会の活動についてお聞きいたします。自治会の活動にどのような影響が出ているのか、お分かりでしたらお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会活動の正確な状況は把握いたしておりませんが、市の呼びかけにより、感染対策強化のため、緊急事態宣言期間はほとんどの自治会で通常総会や各種会議、イベント等の事業は控えられたということでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　緊急事態宣言のときは、ギュッと縮小したという話がありました。それ以降についても、いまだにまだ厳しいところがあるという話を聞くのです。それで、それも一つは情報が少ないからではないかと思っています。公民館が使えないんだ、うちもサークルとかいろいろな形で使いたいのだけれど、自治会の会議はいいと言っているのだけれど、それ以外は使わせてくれないんだというところもあるのです。そういったところに対して、市としては、こうやって交流センター等々開けていますとか、お伝えしていただきたいですし、ホームページにもそういった形で掲載していただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　コロナ禍で現時点で自治公民館が閉鎖されているというようなこと、それから現状の利用状況については把握いたしておりませんが、それぞれの公民館の広さ、それから換気の状況などを考慮しながら、役員会等で協議をされ、判断をされていると思います。したがって一律の、市としての方針は出せませんが、イベントや集会施設における感染対策などの情報を提供することで、地域コミュニティー活動の再開につなげていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、対面の会議が実施できない中、自治会でも書面決議が行われているところがございます。その中で、例年あること、事業報告であったりとか会計報告、そして事業計画などの承認であったりとか予算の承認等々、また役員改選については書面決議であっても問題ないと考えますが、他方で、規約の変更については、そこについては異論があるところでございます。規約の変更については書面決議で行うことは問題があると考えますが、その点についていかがお考えですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　２年前に私どものまちづくり推進課のほうに、市内のある自治会から認可地縁団体を設立するに当たり、自治会の規約変更が必要だが、コロナ禍のために総会が開催できないので、書面表決により規約改正をしてよいかと相談がございました。そのときに、県の所管課の担当者に電話で相談をした結果でございますが、法律上の決まりがないとした前提の上ではございますが、書面表決で疑問や意見がある場合には、書面ではなく、総会を開催して、団体の意思を決定してから、認可地縁団体の申請をするのが望ましいという話でございました。県の正式見解というものではなく、一般論としての回答として私どもは受け止めております。

ご質問の自治会でございますが、自治会組織であるので、総会の決議手法につきましては法律で規定されていませんので、自治会で判断されるのが原則であると思います。ただし規約改正は、書面では規約の改正の趣旨が伝わりにくい面があること、それから認可地縁団体の場合は、地方自治法で４分の３以上の賛成が必要と、他の議案と比較して縛りが厳しい規定であることを踏まえると、書面表決ではなく、会議により決定することが望ましいと思われます。ただし緊急性・重要性を考慮されて、書面表決を求めるのであれば、改正趣旨が住民の皆様が理解でき、また表決の判断がつきやすい資料の作成をするなど、会議以上に丁寧な手続が必要と考えられます。実際に規約改正を書面決議で行ったことで、後で地域がもめたというケースも聞いておりますので、今後、自治会連合会とも協議いたしまして、検討していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　２年前というお話でございました。またそういったことが起きることがないように、先手先手でこういったことに関しては、こうやったらどうですか、こういった懸念がありますというやつをしっかりお伝えしていただきたいと思います。

　次に、子どもへの影響についてお聞きいたします。まずはマスクについてです。先ほど大枠、コロナ担当より答弁がありましたけれど、子どものマスクについてはどうなっているのか、そしてまた、その周知はどうしているのか、また、子どもの中には様々な子どもがおられます。身体的、精神的、発達上の問題で、マスクを着用できない子どもだったりとか、常時のマスク着用に不安や不快、不調を感じて、学校生活に支障を来す子どもたちがおられます。そういった子どもたちへの配慮はどうなっているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　福岡県教育委員会のほうから６月１日に通知されました福岡コロナ警報の解除と今後の対応について及び教育活動における新型コロナウイルス感染予防などに係る留意事項の継続について、こちらに基づき、登下校、休み時間の外遊び、遠足のときなど、熱中症の危険がある場合や十分な距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はございません。校内においても十分な距離を確保できる場合はマスクをする必要はございません。また、自分でマスクの着脱の判断が難しい小学校低学年の児童などについては、熱中症の危険がないよう、必要に応じて教師からマスクを外すように指導をしております。

給食につきましては、感染が広がる可能性が高い活動でもあるため、従来どおり食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫が拡散しないような席の配置や、会話をする際はマスクを着用するなどの対応をしております。

また、心身に関わる障がいや疾患などがある児童生徒については、個々の状況や体調などを踏まえ、他者との身体的距離に関わらず、マスクの着用を一律に求めないようにしております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今の答弁のように、施政方針の変更に合わせて、学校現場での取扱いも変わってきたということでございます。ただ他方で、飯塚市立小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルというものがございます。こちらについては、昨年１２月改訂のままで変更されていないように思います。先ほどの答弁に合わせて、このマニュアル等を書き換えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　コロナを取り巻く状況も大きく変化をしております。先ほどの答弁も踏まえまして、国や県の通知等を踏まえ、本市の感染対策マニュアルについても足並みをそろえるような形で更新していき、引き続き感染症対策を徹底していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　書き換えた上で、小中学校そしてまた保護者についても適切に伝わるように周知をやっていただきたいと思うわけです。これは小平市のある団体が作ったチラシなんです。マスクができる子もできない子もいるとして、マスクをしていないのはいけないではなく、あの子はマスクをしていない理由があるのかなと想像してみようというチラシなんです。これはやはり、どうしても、同調圧力ではないのだけれど、マスクの徹底とするとその中で、いや何でしないんだと話になる。それで差別的取扱いを受けたりしているケースがあったりとか、そういったところから、小平市ではこの部分に関して請願が出て、全会一致で議会で採択になった後、学校のガイドライン等とか書き換わるのと同様に、地域の方々がこういったチラシをぜひ学校のほうにも配っていただけませんかというふうな形で作られたと聞いています。やはりこれは、うまくできていると思うのです。それこそ、学校は人権を守る場所であるわけでしょう。マスクは強制ではありません、推奨です。そしてまた、やはり感染を怖がる部分もあるのだけれど、片一方で、そのために子どもの学ぶ部分を、権利の行使をよけてはいけない、侵してはならないと思います。そういったことを併せて、うまく周知徹底をしていただけたらと思っています。ぜひ見てみてください。

　では、ほかの授業、音楽の授業、そして水泳の授業等々はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず音楽の授業でございますけれども、室内で合唱及びリコーダーなどの管楽器演奏を行う場合には、連続して演奏する時間を可能な限り短くして実施するようにしております。また、水泳の授業でございますけれども、学校により児童生徒数、安全管理を行う教師の数や着替えるときのスペースなどが異なることから、各学校の状況に応じて実施の判断をすることとしております。本年度は児童数の少ない小学校数校での実施が予定されており、次年度については感染状況の把握を行いつつ、全ての小中学校で実施する予定としております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　水泳の授業について、それこそ先月の後半に、北九州をはじめいろいろなところで再開するというニュースが出ていました。それで、飯塚はどうするのだろうと思いながらお聞きしたら、やはりそういった話だったのだけれど、去年、教育委員会にお聞きしたら、来年からきちんとやりますというお話だったのですね。それで、一部の学校はきちんと再開していただけるのだけれど、残念ながらそれが全てではないということなんですけれど、ある意味、この水泳というのは命を守るための授業でもあるわけです。これが今２年なくなったのが、これが３年なくなってしまう。となると、子どもは発達が早いわけですよ。やはりそういったことを考えると、本当にしっかりやっていただかなくては困ると思っています。

　子どもの孤立であったりとか子育て家庭の孤立という話がございます。子育ての悩み増であったりとか、またそれが女性の負担増という話もあったりします。その辺りについてはどのような状況でしょうか。また併せて、子どもの外遊び、友達との交流が減っていないかどうか、それも併せてお聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　後先になりますけれども、続けて答弁のほうをさせていただきます。後段の外遊び、友達との交流が減っていないかという部分についてでございますけれども、まん延防止等重点措置などの期間につきましては、保護者、子どもともに外出を自粛する傾向があったようでございますけれど、現在は福岡コロナ警報も解除され、休日には友達と一緒に出かける姿が見られるなど、学校外での交流も徐々に増えているように感じております。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　女性の負担についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、あらゆる施設の使用が制限され、各種行事等も中止となり、自宅での生活を余儀なくされていた時期がございました。その間、保護者は子どもと一日中関わり、ＳＮＳや電話以外で直接会って話す相手も遊ぶ相手もいなかったため、孤独感を抱えたり、未知の感染症への恐怖を感じながらの育児に、不安感や感情の揺れがあったものと推測されます。また、子育ては女性だけでなく男性も一緒に行うものでありますが、女性、とりわけ母親が一番子育てに関わっているという現状の中で、その負担は大きかったものと思われます。市では、子育てに関する保護者の悩み相談を受ける中で、統計はとっておりませんが、そういった話をされる保護者は、一定数いたことは認識しております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　コロナ禍のほうが厳しくなったという話がやはりあるんです。しっかりとフォローしていただきたいと思います。この影響が出ているのがやはり出生率であったりとか出生数だと思いますが、そういった部分で非常に厳しい数字となったという新聞報道がございます。飯塚ではどのようになっているのか、ご案内ください。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　出生数につきましては、住民基本台帳からの数値となりますが、令和元年、令和２年、令和３年の３か年の推移をお答えしますと、令和元年は１０４８人、令和２年は９５０人、令和３年は９２３人となっており、減少しております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　国の減り方からすると、ちょっと緩やかかと感じなくはありませんけれど、それでもやはり１００人以上減っているわけです。ずっと１千人以上をキープしていたのがずっと続いていたのかと思うのですが、これが９２３人と、９００人割れが目の前に近づいています。やはり厳しい状況にあると思っています。こういったことも含めて、コロナによって子どもたちの生活は大きく変わりました。学びの場、遊びの場も減りました。そういった中、残念ながら飯塚では、虐待での３児の殺害という事件もありました。片一方で今国会では、こども家庭庁の議論があっており、その中で明石市長の泉さんの参考人招致が非常に注目を集めています。この中でも見た方がおられるのではないかと思いますが、見られていない方はぜひ時間があったら見ていただきたいと思います。時間をつくって見ていただきたいと思います。

また、コロナの状況が変わっていく中でやり方も変わっている。それこそ昨日かおとといだったか、給食について福岡市が給食の食べ方を変えたというニュースもあっていました。子どもを守るのが大人の責任です。コロナの状況だからといって、そこの影響を子どもにずっとしわ寄せするのではなくて、それをちゃんと守っていく。それをしっかり考えて、子育て支援を分厚くしていただきたいと思います。

　続いて事業活動への影響と対策についてお聞きします。時間が厳しくなってきましたので、１点のみお聞きします。指定管理施設における指定管理者への委託料について、影響額の補填について、昨年も質問しました。そのときはきちんと補填するというお話でしたけれど、現状どうなっておりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　指定管理者への委託料につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため休館措置等の実施を開始いたしました令和元年度から、影響額の補填を行っております。影響額につきましては、収入に関しましては、過去２か年の平均収入実績あるいは予約のキャンセル件数から算出することとし、支出に関しましては、感染拡大防止対策に要した費用や事業の中止による不用額等から算出をいたしております。なお、令和３年度の影響額の算出につきましては、令和２年度の収入実績は新型コロナウイルスの影響が多いことから、算出対象とはせず、平成３０年度と令和元年度を直近２か年の収入実績として取り扱うこととし、併せて指定管理者が自主事業を実施できなかったことによる収入の減についても、影響額の算出に含め補填することとしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　その算出なのですけれど、これはこういうふうな形でこうなったと、相手方、指定管理先に対して、そういった部分で資料を渡した上で説明し、納得していただいているのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　新型コロナウイルス感染症に伴います休業等の指定管理施設における委託料取扱基準を策定いたしまして、従業員の人件費、利用料金、事業経費への影響額に関する基本的な考え方を、指定管理者及び施設所管課へ通知により周知を図っております。また、取扱基準に関する不明な点につきましては、施設所管課と協議を行うよう併せて通知をしておりましたが、指定管理者と施設所管課におけます協議が不調であるという報告もないことから、指定管理者の方々には取扱基準へのご理解をいただいているものと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ある施設に行ってお話をしたときに、全くよく分からない、聞いていないというところがあったのです。そういった報告がないから、ないという判断もあるかもしれませんが、片一方で、ちゃんと伝わっているかどうかは、そこは積極的に確認していただきたいと思います。併せて今の話の中で、過去２年の実績と比較するという話をしました。過去２年とはいつですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　先ほどもご説明いたしましたけれど、令和２年度の収入実績は新型コロナウイルス感染症の影響が多いことから、算出対象とはせず、直近の通常営業年度といたしまして、平成３０年度及び令和元年度の２か年といたしております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　コロナがスタートしたは令和元年度の最後２か月ぐらいは十分入ったと思うのです。その２年と比べるのが果たして妥当なのかどうかと思うのです。指定管理者に関しては、応募の際に収入の見込みとか出しますよね。そうしたら、そういった部分も含めてしっかり考えないと、市のほうはこれでいいと思ったかもしれないのだけれど、相手先からしてみたら、いやいやこれはちょっと違いますという思いがあるかもしれない。だけれども、市が言ってきたのだからしょうがないと思いながら、これしかもらえないと思いながら、もらえないより、もらえるほうがいいので、不服はあるのだけれど言えずに消化しているということはあるかもしれません。あと、自主事業に関しても歳出に含め補填することとしているというお話があったのだけれど、これは全ての年度、令和３年、２年、元年、これを全て実施事業についても補填はされているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　令和２年度の新型コロナウイルス感染症に伴います休業等の指定管理施設における委託料取扱基準では、自主事業の収入減少を補填額に含めていなかったため、令和３年度の取扱基準で、自主事業の収入減少を補填額に含めるよう見直しを行っているところでございます。したがいまして、令和２年度の補填に関しましては、今後指定管理者と協議を行いたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、令和２年度は含まれていないのだけれど、今からちゃんと協議したいという話がありました。非常にありがたい話だと思っています。ありがたいというか、そうあるべきだと思うんです。ぜひそのときに、今の２年度で考えますということも含めて、私どもはこうやって考えて、こうやっているのだけれど、皆様方どう思いますかというお話をした上で、しっかり協議をしていただきたい。そのやり取りの中で、ここはやはりもうちょっとこうやってやろうというのは、お互い納得できるようにしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　まず一つは、今年度の影響額への補填が必要と考えております。指定管理者及び施設所管課の意見を聴取した上で、必要に応じて取扱基準を見直したいということ、それから、相手方との協議も十分に行わせていただきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひしっかりやっていただきたい。やはり施設によっては、非常に落ち込みが激しくて、資金がショートしかねないという施設もあるわけです。これは資金がショートしてしまうと、続けたいんだけれど、続けられないんですよね。結果として施設を閉館しなくてはならなくて、市民にご迷惑をおかけする、市民のせっかく楽しい場であったりとかするはずのところが提供できなくなってしまうこともあり得ます。ぜひ、早期にやっていただければと思っています。

　少しだけ時間が残りましたので、もうちょっとだけやらせてください。事業活動への影響と対策について、生活困窮者等々がおられます。そういった方々への対応として、緊急小口資金であるとか、総合支援資金の貸付けがあったりします。またそれと、その後の支援金の交付等々がございました。その辺りはどうなっているのか、併せて相談件数、生活保護の申請件数等はどうなっているのか、ご案内いただけますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　まず、個人向けの生活資金の相談窓口での緊急小口資金、総合支援資金の申請受付件数につきましてお知らせいたします。令和２年度が緊急小口資金１２３４件、総合支援資金２３３６件、令和３年度になりまして、緊急小口資金が６４９件、総合支援資金が１２６４件となっております。今年度はコロナ特例での貸付け申請受付が開始された令和２年度当初に比べますと、申請件数が大幅に減少しておりまして、４月より申請受付窓口を市役所本庁舎から飯塚市社会福祉協議会へ戻しております。本年度の申請件数は６月３日現在で緊急小口貸付け５２件、総合支援資金が５５件となっております。

また、この窓口において、休日に受け付けたその他の相談につきましては、母子寡婦福祉資金貸付け相談が２件、住居確保給付金相談が６件、生活困窮者自立支援相談が１件の相談を受けております。それから新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援資金の申請状況でございますが、令和３年７月から申請受付を開始しております。令和３年度の申請受付件数は、新規申請が２７５件、新規申請分３か月の給付を受けた後の再申請が１２５件で、合計４００件の申請を受け付けております。また、本年度の申請受付につきましては、５月末の件数ですが、新規申請が４３件、再申請が６２件となっております。

　続きまして生活保護の開始件数でございます。生活保護の開始件数につきましては、新型コロナの影響が出る前の令和元年度が１年間で２５６件の開始、新型コロナの影響が出始めた令和２年度が２３２件の開始、内１４件がコロナの影響を受けて開始に至ったものでございます。令和３年度は２７７件の開始で、内３件がコロナの影響を受けて開始に至ったものとなっております。令和２年度２３２件の開始に対しまして、令和３年度が２７７件と４５件増加しておりますけれども、この増加につきましては、高齢者の預貯金の減少や傷病を理由としており、保護を開始するケースが多く、令和２年度との比較で３９件増加しておりますが、本市の生活保護の開始状況だけを見ますと、幸いなことに新型コロナウイルス感染症の影響は大きくは現れてはいないというふうに感じております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　その影響がそんなに大きくないということに関しては安心するところではございますが、片一方で、昨日、一般質問の中にもありましたけれど、だんだんこうやって物価が高く、円安と相まって物価が高くなってきているということがございます。ぜひ、支える部分、しっかりとアンテナを張ってやっていただきたいと思っています。以上で質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、６月２０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時０３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二